

# アメリカ連邦制度の諸起源

Merrill Jensen  
池本幸三 訳

## 1 序 文

合衆国憲法の作成に、1787年の長い暑い夏をフィラデルフィア市で過ごした人びとは、ひじょうに実際的な経験と技術の持ち主であった。かれらはアメリカ革命の時代がもたらした、荒っぽいが有効な政治学校で訓練をうけていた。かれらのうちで、1763年の危機の開始までに政治生活を始めた人はかなり少なかったし、それよりもっと多くは、1763~1775年の間に頭角を表わした人びとであった。さらに、注目すべき若者の集団は独立戦争中に軍隊・政治生活にはいったのである。憲法協議会〔合衆国憲法制定会議〕邦代表の多数は、最初の邦憲法作成や、第1合衆国憲法、つまり連合規約（The Articles of Confederation）の作成に参加していたし、また、1776年以後、各邦や〔大陸・連合〕会議での政治闘争に干与していた。

だが、少なくとも1787年以前には、この代表たちで、後年どのような意味で用いられるにせよ、職業的政治家というのは皆無であったといえる。かれらは、何よりも農園主、商人、それに法律家や医師のような知的専門職であったし、それをやめるようなことはなかった。政治を個人の榮達の手段とした者もいるにはいたが、政治生活を日常の業務を越えた一つの義務であり責任であると見なした人びとが大半であった。全体として考えると、かれらは現実に、または傾向として、それぞれの出身邦における社会的・経済的・知的貴族階級の構成員であって、アメリカ人口の最大な部分を占めた小農民や職人階級ではなかった。

だが憲法協議会の代表には、実務家や熟練した政治家につきない卓越した人びとが多かった。つまり、かれらは歴史上の知識を身につけていた人びとであり、とりわけイギリス憲政史や、それに源流をもち、アメリカの伝統の根底部分となった憲政理論を十分にわきまえていたのである。かれらは、またそれらの思想が1世紀半の植民地時代の間に、どのようにアメリカの要請に適合させられてきたかも知っていた。また、1763年以後のイギリスとの論争、1775年以後の新邦における憲法制定論争において、理論的著作家として非凡な能力を示した人びともいた。かれらは過去の政治社会の勃興と没落に関する確固とした信念をもち、自分たちが新憲法の創造にあたってなんらかの恒久性と安定性をえようとすれば、歴史の教訓に基づいて起草できるし、事実、そのようにしなければならない、と信じた。こうしてジェームズ・マディソンは、1786~87年冬のひと時を古代ギリシアの都市国家同盟の研究に送ったし、いっぽう、ヨーロッパでジョン・アダムズは多数の過去の国家を研究し、それらの欠陥と没落の原因を探りだそうとしたのである。

それ以前にも以後にも、実際政治や、憲政思想の系統化とその適用において、こんなにも豊かな経験の裏づけをもった人は、ほとんどいないのである。その経験は共有の伝統の一部となりきっていたので、憲法協議会でそれを論ずる必要はほとんど認められなかつたほどであった。つまり、その経験は、それがもつ意味についてかれらが喰い違う場合があつても、全く自明のことと考えることができたものであった。それゆえ、かれらは国家にとって最上と考えら

れるものを獲得する方法・手段の論議に大半の時間を費したのであった。だが、かれらの行なったことを理解し、その決定の多くの基礎になっている前提事項を理解するために、われわれは、かれらの努力の最終的産物〔合衆国憲法〕の形成に大いに寄与したかれらの思想の枠組みと政治的経験の性質についてなんらかの理解をもたなければならぬ。

## 2 憲政思想の伝統

革命の世代のアメリカ人は、まず何よりも1世紀半におよんだイギリス帝国構成員としての生活の所産であった。1776年に革命を起こした13植民地中、ただ一つ〔ジョージア〕を除いて、すべて17世紀に建設をみた。その世紀に、イギリス人は政府の行政・立法両部門間の憲政上の大闘争を徹底的に戦い抜き、これを解決した。その結果、立憲君主制度を樹立したのである。

イギリス最初の植民地が建設されたまさにその時、新国王ジェームズ1世は、人民または議会の意志を尊重することなく王権神授説を公然と主張し始めた。これに対する闘争は長期間激烈に続き、ついには内乱、国王〔チャールズ1世〕の処刑、清教徒共和国建設の実験、王政復古をもたらし、とどのつまり1688年の「名誉革命」でもう一人の国王〔ジェームズ2世〕の逃亡を結果した。この名譽革命が争いをこれ限りで解決した。つまり、議会が国王に対する支配権を樹立し、王冠を戴く者も、どのイギリス人も同様に、法の支配に従属させたのであった。

この闘争の中心には二群に分けられる思想があった。その一つは、どのような政府も干渉を許さない「イギリス人としての権利」に関わりがあった。これらの権利を要約すると、つぎのような命題となる。すなわち、すべてイギリス人は、(1)信頼するにたる訴因および正当な法の手続きによらずに、逮捕・投獄されることはない、(2)〔被告人として〕、その居住する近辺から選ばれ、被告と同等の人びとをもって構成される陪審員によって裁判をうける権利をもつ、(3)立法議会における自分の選んだ代表者

会議の議決によるのでなければ、課税されることはない、(4) 政府側による暴威や不正行為から保護をうける権利をもつ、(5) 苦痛事の救済に關し、隨時国王へ自由に請願する権利をもつ。

もう一つの思想群は、議会で会合する場合のイギリス人の権利に關係があった。議会の主張を要約すると、議員は、(1) 選挙に干渉をうけることがあってはならない、(2) 議会の会期中は逮捕されることはない、(3) 議会内での言論の自由をもつ、それがどれほど国家に重大であり利害にかかわろうともすべて討議する権利をふくむ、(4) 国家で徵集されるいっさいの税金を賦課する唯一の権利をもつ、以上である。立法議員が要求した諸権利は、市民個人が要求したものと同じく、議会が17世紀の間に国王を法の支配に従属させようとした闘争の核心にあった。それらの権利は1628年の権利請願や、1689年の権利章典に具体化されたのである。

17世紀のイギリス植民地はこの湧きたつ闘争の中で成長し、植民地人はほとんど例外なく議会の主張を支持したか、少なくとも、植民地自身の政府を発展させるために本国議会が用いた思想を会得した。ごく当初から、「イギリス人としての権利」は植民地建設のために与えられた國王特許状で植民地人に保証された。こうして1606年のヴァージニア特許状はつぎのように宣言している。すなわち、

「上記の各植民地…の中に居住する…すべての人びと、ならびに上記植民地や拓植地の…いずれにおいても、今後出生するかれらの子供たちはすべて、あたかもかれらがわがイングランドの領域内に居住し、出生した者のように、<sup>プランテーション</sup>事実上…いっさいの自由権、参政権、ならびに免除特権を享受するものとする…」と。

アメリカ植民地人は1世紀半の間しばしば自らの自治法案を獲得するため、植民地領主や王領植民地総督との闘争の過程で特許状の保証するイギリス人としての権利を提示し使用することになった。しかも、独立戦争に通じる1763年以後の危機の時代ほど、植民地人が精力的に自らの特許状の権利を擁護した時代はなかった。

## アメリカ連邦制度の諸起源

アメリカ人が、市民ならびに立法議員の諸権利について、17世紀の伝統にどれほど重きをおいたかは、1776年以後アメリカ新邦の各革命憲法の中で証明された。その多くは17世紀の諸文書にのっとるか、時には同一の用語を用いた「権利章典」をふくんだのである。1787年の合衆国憲法批准に主要な障害となるのは、このような権利章典の欠如であった。

立憲王制と議会の至上権を獲得する闘争から発した思想に加えて、イギリス植民地人は、また、イギリスにおける新教的宗教改革から発したもう一つの思想群の継承者であった。その改革は、国王をイギリス教会の首長として教皇と置き代える域をでなかった。ローマ教会の階層的機構ならびにその儀式の多くが保持された。そこで次第に、改革をもっと押し進めるべきであり、イギリス国教会はそのカトリック的儀式について「純化」されるべきであり、異なった教会組織が採択されるべきだという要求が起つた。この清教徒主義運動の指導者が教会において不斷に強力となり、17世紀の初めまでに、かれらはまた政治における議会至上主義の最も強力な支持者間にも見うけられた。清教徒指導者は、教会に関する限り、首長としての国王を長老派または組合教会組織に代えることを望んだ。だが、かれらはその組織は万人を強制的に所属させるべき国家教会とすることを提案した。この清教徒主義運動の「右翼」は、イギリス国教徒、カトリック教徒、ルター派またはカルヴァン派の人びとと同様に宗教的寛容を信じなかつたのである。

だが、イギリスにおける清教徒主義運動には、真の教会のあるべき姿についてまったく異なる概念をいだいた「左翼」が存在した。反<sup>ディセンター</sup>国教会信徒のうちでこの集団は、唯一・真の教会とは、等しく信仰する人びとの自発的共同体であると信じた。〔だから〕どんな国家もこのような教会を樹立できないし、じつ、眞実の国家教会というものは存在するはずはない、と。眞の教会を組織できる唯一の方法は、一群の人びとが相談し、誓約とか、憲法とか、

### オーディナンス

条令とか色々な名称で呼ばれた文書を起草することであった。これらの文書は、宗教的共同社会として共に生活し、その成員の過半数の意志に従うことを明確に同意したものであった。17世紀初頭のイギリスでこのような人びとがひたすら求めたことは、イギリス国教会から分離<sup>セパラティスト</sup>を許されることであった。ここから「分離主義者」という名称が起つたのである。

国家も宗教集団もおしなべて、万人の所属すべき国家教会が当然あるべきだと信じた時代にあって、この考えは革命的であった。だが、この考えを国家自体に及ぼす時、さらにいちだんと革命的であって、これこそまさしく、幾つかの宗教的急進派が行なつたものであった。唯一・眞の教会が自発的共同体であるのなら、唯一・眞の国家もそうでなくてよいのか。この問は、かれらがイギリスで、さらにヨーロッパ諸国でも同様に発した問であった。だから、このような人びとは発見され次第、当然いつでも圧迫をうけたのであった。

旧世界ではかれらの宗教思想を実行に移す機会はきわめてまれであったし、ましてその政治思想を実験する機会は皆無であった。だが、旧世界の束縛から解き放たれた新世界では、その機会があったし、ほどなくこのような人びとはアメリカへの道を求めて行った。こうして、1620年、イギリス分離主義者の一群がマサチューセッツのプリマスに上陸した。かれらはヴァージニアへの渡航許可書をもっていたが、自分たちが当該植民地の境界外にいることを知るや、ただちに教会契約を自らの政治的要請に適合させた。かれらは、メイフラワー誓約として知られる多数決原則に従って生活するのに同意した文書を起草した。1620年以後、この教会契約から転じた憲法が、1691年にこの〔プリマス〕植民地がマサチューセッツの一部とされるまで植民地政治の基礎であった。

数年後、コネティカットに移住した人びとはかれらの基本法(Fundamental Orders)を作成し、ロードアイランドの町々の人びとも同様な憲法を作成した。そのような憲法がなんと呼

ばれようとも、それぞれの憲法には一つの明確な考えがふくまれていた。つまり、それは一団の人びとが、どんな上級の権威の許可をえないでも、会合し、自らの政府を形成できるのだという考え方である。このような人びとが認める高次の、唯一の権威とは神の権威であって、かれらは自分たちの憲法を神の法令としてよく記述したのであった。

宗教改革の動乱から押しだされた、この政府起源論は17世紀イギリスの法理論と全面的に衝突するものであった。〔後者によると〕アメリカは国王の領土であり、その領土内では国王特許状形式による王室当局の明白な委託がなければ、どんな政府も存在することはできなかったのである。だが、これらの宗教諸集団は〔アメリカが〕遠距離のゆえに、また集団が小規模で人目につかないがゆえに、その思想を実行に移すことができた。やがて、それらの集団も特許状をうけたが、その特許状も実質的にはそれらの集団が自らの手で発展させていた政治制度を裁可したものにすぎなかった。

人民は自らの政府を創造する権利をもつという考え方から、民主主義の考えに至るまではほんの一歩であった。プリマスやコネティカットの人びとはその一歩を踏みださなかったが、ロードアイランドの人びとはそのようにした。1641年、ニューポートで、この町の人びとが政府を創るために会合した時、かれらはその政府を「<sup>デモクラシー</sup><sub>ポピュラー・ガバメント</sub>民主政府、または人民の政府、つまり自らがその規制に服すべき正義の法を制定する権限を、正規に会合した自由市民団、または自由市民の大部分がもつこと」と記した。6年後、ロードアイランドの小さな町の若干が連合体を形成した時、それらの町は「政治形体は…民主的である。つまり、全住民、または自由な住民の大部分の、自由かつ自発的同意によって保持される政府たること…に賛成する」と宣言した。

このロードアイランドでのできごとは、ロージャー・ウィリアムズに負うところが大きかった。かれはイギリスの若い牧師で、1631年

建設間もないマサチューセッツ植民地に到着し、ほどなく、国家は人民に宗教を強制する権限がないと抗議した。かれは追放され、ロードアイランドで政教分離、万人に対する完全な宗教の自由、政治における民主主義の思想に献身する植民地を建設した。かれは人民主権という古代的理念を、アメリカで再主張した最初の人物であった。かれは市民政府を、身体と財産に関する限り、世俗の平和を保持する神の法令であると説明し、続いて「いっさいの世俗権力の至上性、根源、基礎は人民にある…もしそうなら、人民はその世俗の生活に最もふさわしいと思われる政治形体を建設し、確立することができる。人民が建設し、確立する政府ならばそれは市民の権力、つまり人民が同意や一致によって委託する権限以上大きな権限も長い任期ももたないことは明白である。このことは理性に照らして明白であるばかりか、人民が暴君の権力によって生得の自由を奪われることのない、すべての共同福祉国家の経験に徴しても明らかである」と宣言した。

ウィリアムズが人民主権と人民の自治権とを公表しつつあった同じ時に、近隣のマサチューセッツの清教徒指導者は民主主義を最悪の政治形体として公然と非難していた。だが、民主主義をめぐるこの論争は間もなく絶え果て、17世紀末までに、理論はともかく実際に、貴族主義的政治思想が大半のイギリス植民地を支配したのであった。だが、民主主義理念は死滅せず、それは1763年以後の年月において新しい活力をえたのである。ロージャー・ウィリアムズから132年へた1776年にトマス・ジェファソンは、独立宣言でかれの諸提案を再主張した。それも驚くほどよく似た用語を用いてであった。民主主義の価値をめぐる論争は、革命の世代の思考の核心であったし、その弊害と考えられるものを抑制しようとする心遣いが1787年の憲法協議会の代表たちの一課題となつたのである。

### 3 政府と社会の機構

**民選立法議会の役割** もしイギリス植民地が、それによって〔以上の〕憲政思想を主張でき、イギリス人の権利を擁護・維持できる政治制度を獲得しなかったなら、その思想の遺産もなんら実際上の効果を挙げなかったかもしれないし、特許状による権利の保証もむなしい意志表示にとどまったかもしれない。だが、植民地は、最初の植民地ヴァージニアを皮切りに、このような制度を獲得したのである。その制度を樹立したのは、国王または議会の業績ではなく、ヴァージニア植民地を建設した抜け目のないイギリス商人団体の業績であった。ヴァージニア会社がその行為のもつ意義を理解しなかったことは明らかであるが、それはアメリカにおける最初の代議制民選立法議会となるものを建設することになったのである。しかも、それが一たび樹立されるや、他の各植民地が建設されると、そこでの政府発展の先例となつたのである。

1609年、ヴァージニア会社は新移住者を誘致するため、当植民地に来住する者なら誰でも、ちょうど株式を一口購入した者と同様に、同社の株主となれることを約束した。だが、この植民地は絶対的な権限をもつ歴代の総督に支配されていたので、入植者たちはヴァージニアに関する諸事、または少なくとも理論上は、自分たちも構成員である会社の業務に対して発言権がなかった。1618~19年、会社は不満をいだく入植者の支持を得るため、政治的変革を決心した。会社は入植者の代表を召集する命令を帶びた新総督を特派した。そして1619年春に新総督が到着するや、入植者が今後恣意的な法律によって支配されないことを約した布告が発せられた。また、当時、この植民地を構成していた11「拓植地」からそれぞれ2名の代表をだし、「かれらが自治に干与するよう」会議の召集令が発せられた。

会社の意図がなんであれ、1619年の夏に代議院(House of Burgesses)が開かれるや、それは直ちに立法議会として機能し始め、イギリス

下院(House of Commons)の議事手続きを模範とした。代議員たちは議長を選任し、ついで〔イギリスでは〕下院の一員であった書記を選んだ。かれらは民選代議員の資格審査を行ない、1「拓植地」出身の2名を〔不適格として〕拒否した。かれらは会社の「諸法律」審査委員会、植民地の新法起草委員会を任命した。この会期が終わるまでに代議院は個人の行状のとり締りから、植民地の将来の経済発展に関する方策に至るまで、さまざまな法律を通過させた。

2年後、ロンドン所在のヴァージニア会社は、事実上、当植民地の成文憲法に相当するものを採択した。それは会社の任命する総督と参議会を規定し、その総督には拒否権を与えた。会社に影響する代議院の法律は、会社の裁可をえて始めて発効することになった。他方、植民地に影響する法律は代議院の批准をえて始めて発効することになった。

だが、〔この植民地の〕ヴァージニア会社時代はいくらも続かなかった。1624年、国王は法廷訴訟を通じて会社特許状の破棄に成功し、国王自身がヴァージニア政府を引き継いだ。こうして、ヴァージニアはアメリカ最初の王領植民地となつたが、その統治の先例はヴァージニア会社が樹立したもの以外にはなかった。1624年、ヴァージニア人は代議制立法議会の保持を認められるよう国王に請願した。そのうえ、かれらは当植民地で徴集されるいっさいの税金は立法議会によってのみ賦課されること、徴集された金銭は議会の指示によってのみ使用されるべきことを要求した。こうして、かれらは、どの植民地立法議会も、それがひとたび樹立されるや、続く1世紀半の間根本的権利として主張することになる命題——つまり自らの選任した代表によってしか課税されないというアメリカ人の権利——を述べたのである。

ヴァージニア人のこの請願は無視され、続く15年間国王は、会社がかつて行なつたようにかれが任命した総督と参議会を通じて植民地を支配した。歴代の総督は、合法的地位はないが、必要に迫られて代議員の会議を時々召集した。そ

のうちに、種々の植民地政府案が提起され、拒絶の目にあった。ヴァージニア人自身は自ら欲するものを知っていたし、再三の請願において、民選立法議会の樹立を要求した。1639年、チャールズ1世はついにこれに同意し、「イギリスの諸法律にはほぼ近いように一致する拓植地統治の法令を制定するために…」年に一度開かれる議会を召集する命令を携えた新総督を派遣したのである。国王は続いて総督と参議会を任命した。

こうして、もともと貿易株式会社が樹立し、最後には国王が受諾したこの政治形式が、他の植民地政府のひな型となった。1660年以後建設された領主植民地の特許状もその政府機構の一部として民選立法議会をふくむことを領主たちに要求した。時とともに特許状の大半が国王に回収されるか返上される運命となつたのだが、そんな時でも民選立法議会は政府の不可欠な部分として存続した。

ニューイングランドでは、1629年のマサチューセッツ湾会社特許状は、会社〔の本拠〕が植民地に移された時、マサチューセッツの憲法となった。その特許状は、1612年のヴァージニア第3特許状のように貿易会社特許状であり、それは会社に関するいっさいの権限が、会社の成員である「自由市民」にあることを規定した。マサチューセッツで自由人とは市民権を意味し、これに關係した唯一の係争点は、貿易会社として発足したもの〔組織〕のうちで、どれだけを有権者と認めるかということであった。マサチューセッツは直ちに数多い別々の町を樹立し、数年以内に「総議会」(General Court)へ代表者を送る町々をもって一つの代議制立法議会を発展させたのである。プリマス、コネティカット、ロードアイランドは特許状をもたず、自ら制定した憲法だけをもつたが、これらの植民地も、成年男子が一堂に会するには大きくなりすぎるや、代議制立法議会を発展させたのである。

ずっと後に、しかも激しい闘争の末にやつと、民選立法議会が最初の領主植民地メリーラ

ンド政府機構の一部となつた。1632年の特許状は、この植民地と人民に対する事実上絶対的な統治権を領主に与えた。唯一の付帯条件といえば、領主が定めた法律に協賛をえるため住民を召集することであった。だが、住民は、ひとたび召集されるや、本国議会の議員のもつすべての特権を要求し、領主の法律に異議を唱え、自分たち自身の法律を通過させたのである。この世紀の末までに、しかも武装反乱のあげく、メリーランド人民は、領主たちが無傷で維持しようとした広大な封建的諸権限の存在にもかかわらず、他の植民地立法議会とよく似た、自らの立法議会の地位を獲得していたのである。

**植民地政府の機構** アメリカ植民地は、権威的な宗教共同福祉国家の創設から、自治的民主政府の樹立、荒野における時代遅れの封建社会の再現に至るまで、種々の目的をもつた人びとによって建設されたのであった。だが、起源がこのようにまちまちであるにせよ、各植民地政府は17世紀末までに外形上の機構できわめて類似していた。その外形上の機構はアメリカ革命まで実質的には変更されることなく、しかも、1776年以後アメリカの新邦が最初の邦憲法を作成した時、各邦によって保持されることになった。〔革命時の〕各邦が問題としたことは外形上の機構でなく、各邦が長らく慣れ親しんできた機構内での権力の釣り合いに關係だったのであった。

各植民地政府の頂点には総督(Governor)がいた。この名称は貿易株式会社の最高業務担当者から引き継がれた名称であった。総督は、王領植民地では国王によって、メリーランドとペンシルヴェニアでは領主によって任命された。コネティカットとロードアイランドの二つの自治植民地は、1662年と1663年について特許状を交付されたが、そこでは総督は毎年有権者によって選任された。この最後の2植民地を除く、すべての植民地の総督たちは広汎な法的権限をもつた。かれらはいっさいの軍隊の総司令官であり、立法に対する絶対的拒否権をもつた。民選立法議会を解散させることができた

し、気のむくまで新しい選挙を命じないこともできた。かれらは議会の停会権をもった。つまり、時折、立法議会の会合を延期するか、実際に会期中であっても、立法議会の会合を停止することができた。かれらは大きな官職任命権をもつた。というのは、王領・領主植民地の官職の大半、すなわち、最高裁判所の判事、郡裁判所の判事、治安判事、民兵士官、などを任命したからである。<sup>パトローネジ・パワーズ</sup>大半の植民地において、<sup>ランド・ハングリー・ソサエティ</sup>総督たちは参議会と協力して、土地渴望の社会で至極重大なことがらである土地付与権をもつた。かれらは、国王または領主の直接代理人として、階級意識の存在する社会では、目に見えないけれども重要な宝である社会的威信をもつたのである。

総督の巨大な法的権限も、植民地政治の諸事情によってやむをえず制限をうけた。国王、または領主からの総督訓令は、総督の官職任命や、立法の拒否のような政治決定にさいし、参議会の助言、しばしばその同意を求めるよう要求されるのが普通であった。参議会員は総督によって指名されるのが普通であったが、公式には国王、または領主によって任命されたのである。総督は、参議会員の政治的支持をうける必要から、その指名も思いのままにならなかつた。かれは、イギリスの政策上、その植民地の富裕で社会的に著名な、したがつて、通常政治的に強力な人びとの小集団から指名することを求められた。参議会員は有力人物として、ヴァージニアにおけるようにしばしば総督を支配した。さらに、とりわけ総督の権力が制限されたのは、かれの成功が、行政費や死活問題である自分の給料の財源を調達するよう、立法議会民選部門を説得する能力いかんに左右されたからであった。

それゆえに、植民地総督の地位は理論上、強大な権力であったが、現実政治上では、もろさをもつたのである。アメリカ人が1776年以後、邦と連邦の憲法を作成した時、この理論と現実両面の自覚が最高執行官〔大統領〕の役割に関するかれらの考え方を形成するのに大きな影響

力を及ぼした。かれらは、この最高執行官に割り当てるべき権限の範囲と性質について鋭く分裂し、かれらは、二つの連邦憲法の作成にあたって、二つの根本的に異った決定を行なつたのである。

1776年以後、アメリカ憲法制定の具体化に働いたもう一つの要因は、植民地参議会についての経験であった。総督に対する顧問団——実質上の内閣——としての機能に加えて、参議会はペンシルヴェニアを除く、各植民地において植民地立法議会の第2院、つまり上院としての役割を果し、立法の通過にはその同意が必要であった。ヴァージニアでは、総督と参議会とが共に裁判官となって、当植民地の最高裁判所の役割をも果したのである。他の幾つかの植民地でも、総督と参議会が同一の役割をもつたことがあり、時々その権利をなお要求する植民地もあったが、植民地時代の末までには、独立した最高裁判所が最終上告の法廷となつた。

参議会は、マサチューセッツ、コネティカット、ロードアイランドだけでは選挙されたが、その他すべては、国王または領主によって任命された。だが、参議会員は、任命・選挙のいずれによるにせよ、通常、終身任期であった。その顔ぶれも、時々、任命される少数のイギリス官吏を除き、各植民地において少数の、しばしば姻戚でつながつた富裕家族の掌中に集中される傾向があり、しかも、参議会の地位は父子相伝でさえあった。それゆえ、参議会は植民地に成長していた貴族階級を代表し、名称はそうでなかつたが、事実は、イギリスの上院(House of Lords)に相当した。それらの機能は、総督に対する抑制作用に加えて、いっそう富裕で保守的なアメリカ人が、民選立法議会の粗野な行きすぎとえたものを抑制することにあつた。この機能も、また、アメリカ人が自分たちの邦憲法を作成した時、かれらの胸中にいたものであった。さらに、それが1787年の憲法協議会の期間、元老院(Senate, 上院)の創設にあたつて長々と論議されたのであった。

総督の権限とその威信、参議会の社会的地位

にかかわらず、各植民地政府における権力の中心は民選立法議会であった。マサチューセッツでは House of Representatives, ヴァージニアでは House of Burgesses, サウスカロライナでは Commons House of Assembly というように種々の公称があったが、通称は Assembly (代議院) であった。この議会はイギリス下院の議事手続きを意識的に模倣し、同一の権限を要求した。とりわけ、それはいっさいの課税立法を発議し、つぎに徴集された金銭の支出を命令する権限を要求した。それは17世紀の間、国王との論争で本国議会が用いた議論を理解し、それらをもって勅任総督や領主総督に立ち向ったのである。

植民地立法議会の存在に加えられた重大な、唯一の攻撃は、ジェームズ2世がニューイングランドの立法議会を廃止し、勅任総督と参議会を通じて、当地域を支配しようと試みた時である。このニューイングランド領地は、1688年の名誉革命でジェームズ2世が王位から追放されるや、崩壊したのであった。より大きな権限を求める植民地議会の要求は、いつもイギリスの政策や官吏によって反対されたけれど、これ以後、植民地議会の存在が挑戦をうけることはなかった。このようなイギリスの反対にもかかわらず、植民地議会は課税についてのイギリス的原則の適用と、立法についての事実上の支配権とによって、18世紀中ごろまでに、各植民地が内政問題で実質上の自治を獲得する効果をあげたのである。これこそ、植民地議会、自己の無力を嘆いた総督たち、イギリスにいる官吏たちが認識した事実だったのである。

**植民地の社会と政治** 18世紀中ごろまでに、イギリスと対立するような実質上の自治の達成と平行して、大半の植民地の内部では、増加してゆくアメリカ人から内政問題の発言権を拒む結果となる矛盾した発展がみられた。この発展は、海岸に沿ったより古い移住地での土着アメリカ貴族階級の成長、および18世紀前半における人口と移住地域の両面での植民地の爆発的膨脹の結果であった。

初期の植民地でも富や社会的地位に差異があったし、イギリス的社會理想を移植する試みもあった。だが、これらは初期の生存をかけた戦いのなかで消滅の方向をたどった。しかし、ひとたび植民地が恒久的に確立されると、富を獲得する機会が次第にできて來た。17世紀末までに、商人と農園主からなるアメリカ貴族社会が、ほとんどどの沿岸移住地でも見うけられるようになった。その貴族社会は門地門閥ではなく、植民地で獲得された富を基盤とした。そのうえ、この社会はきわめて流動的であつて、そこでは、氏素性を問わず誰でも、経済的にまた通常政治的にも各植民地を支配したその小集団の仲間にほとんど自動的になつたのである。著名な商人と農園主は、当然のこととして政治に携わり、18世紀中ごろまでに、かれらとその親戚や政治上の子分たちが、参議会員、判事、民兵士官として、大半の植民地政府をぎゅうじつたのである。かれらは、南部一円で郡裁判所の一員として、地方政治を支配し、ニューイングランドでも、そこに郡裁判所が發展するにつれ、同一の役割を演じ始めていた。大半の植民地で、かれらは民選議会に議席を占めるか、または家族のうちで少壯の人物、政治上の子分、かれらは指導に従う人びとを代表として送った。

初期の植民地では、マサチューセッツの宗教上の制限を除き、投票に関しなんらの制限はなかったが、18世紀初頭までに投票と官職就任に対する財産資格が普遍的となっていた。この制限は、急速に成長する都市の比較的貧しい職人たちの投票を、おそらく、幾らか阻んだであろうが、農民であり、資格要件に見合うに十分な土地を容易にえられた住民の圧倒的大多数には、痛痒を感じさせなかった。

アメリカできびしい内部緊張を作り出したのは、18世紀初頭以後、新しい領域へ人口が急激に膨脹した結果であった。18世紀末まで、移住地はまだ海岸に沿った狭い地帯に限定されており、どこも、ニューイングランドからサウスカロライナにひろがる幅50マイル以上を越えたところはなかった。その範囲におそらく40万

人以上は住んでいなかったであろう。ついで、ヨーロッパから非イギリス系——北アイルランドからのスコットランド系アイルランド人、ライン渓谷からのドイツ人、それにスイス人、フランスのユグノー、ユダヤ人、その他——の大移住が始まった。かれらと、古い移住地での人口増加を加えて、植民地人口は、半世紀間に、少なくとも4倍ほどの数になった。一般に人口は15年または20年ごとに2倍になったと推定された。新来者で海岸地方に移住した者もいたが、大半は、自由な土地または安い土地を渴望して移住すみの潮水線地域を越えて山麓小丘の未開の荒野へ、ついで山脈を通り抜け、アパラチア山脈の間にある渓谷へと突入した。

当時の人びとがよく”back country”とか”back parts”とか呼んだこの地方への移住は、地方政府もぜんぜん樹立されない前に行なわれるのが普通であった。しかしこの急速な膨脹は、政治措置を要する多数の問題、すなわち、解決を迫られる競い合う土地請求権、紛争を裁き、法令を施行する裁判所、道路・橋・学校建設の要請、土地からの追い立てに当然反抗したインディアンに対する防衛の要請を生みだした。にもかかわらず、海岸地方の住民が支配する植民地立法議会の措置はしばしば遅く、また、それに気乗り薄であった。その理由は、無関心の結果のことわざったし、また、荒くれ男と見られた新辺境人への嫌悪や恐怖の結果のためでもあった。かれらの中には、英語を話せない者もいたし、公立教会制をとっていた植民地で、教会税の支払いに反対した宗教的急進派もいた。そうでなければ、海岸地方の地主をないがしろにして、土地を占據し、移住した人もあり、そしてその占有地を守るために必要あればいつでも暴力に転じるのであった。かれらは税金をにくみ、支払能力のある場合さえも納税を拒否した。

植民地議会は、新移住地域に地方政府を樹立した後でさえ、人口に比例したなんらかの方法で、これらの地域に代議制を認めることを拒んだ。海岸地方の政治指導者は、奥地住民による

植民地立法議会の支配を許すつもりはなかった。その結果、1776年までに、奥地が有権者人口のおそらく半分をもった植民地が幾つかあつたけれども、その政治的影響力は比較的弱かったのである。

だが、これら西部人は多くの苦痛の種をもち、もっと適切な代議制度をふくむ救済を繰り返えし請願した。このような請願はいつも無視され、どんな法的救済手段をも閉ざされた奥地の農民たちは再三暴動を起こし、植民地政府に挑戦した。独立宣言に先立つ10年間ほど、このような暴動的蜂起が多かった時期はなかった。これらの暴動や反乱計画は鎮圧されるのがつねであったが、これらは海岸地方の支配する植民地立法議会の政策に対する抵抗であって、イギリスの政策への反抗でなかったことを記憶にとどめるべきである。1776年に多くのアメリカ人指導者が独立を考えた時、かれらは、独立が不満をいだく奥地農民や海岸都市住民に権力を与えるようなアメリカ内の政治革命をもたらすのではないかと恐れたのである。この恐怖のために幾人かのアメリカ人が独立に反対するか、少なくともその宣言を遅らせようと試みたのである。しかも、ひとたび各新邦が憲法を作成し始めるや、アメリカ内部の不満分子がそれらの憲法に衝撃を与え、変革を引き起こすことになった。このことは、また、1787年の合衆国憲法を作成した人が味わった「経験」の一部であった。

**イギリス帝国の「連邦政府的」性格** 最後の要因として、二つの合衆国憲法を作成した人びとが中央政府——イギリス政府——を長らく経験してきたことが挙げられる。植民地政府とは二つの体制——植民地と本国の——でなくて、最終的な法的権威がロンドンに存在した連鎖的な一つの体制であった。それは厄介で扱いにくく、しばしば能率の挙らない機構であったが、実際には、広大な「連邦的」機構であった。

最も初期に属する諸植民地が建設された時、イギリスには植民地政策がなかった。商人、宗教上の不服従者、貴族的地主が政府の援助も、

また干渉もうけないで、自分たちのために植民地を建設したのである。しかも、半世紀もの間、イギリスが内乱の勃発となった政治闘争に忙しかったため、植民地支配政策の実際の試みはなされなかった。こうした態度は1660年の王政復古とともに変化した。その時までに、植民地は明白に経済上重要となっていた。というのは、ヴァージニアとメリーランドがより大量のタバコを生産し続け、いっぽう、西インド諸島は貴重な砂糖その他の熱帯作物を生産していたからである。イギリス植民地の貿易をほとんど一手に行なったオランダ人を排除するのに心をくだいたイギリス商人と、金銭を必死に求めた新国王〔チャールズ2世〕は力を合わせて、植民地通商をイギリスへの通路にすっかり押し込むような植民地経済政策を発展させたのである。

その結果、1660年と1696年の間に四つの基本的な通商・航海条令の通過をみた。これら諸法の原則は、少数で簡単であった。すなわち、(1) イギリス植民地へもたらされるか、そこから積みだされるいっさいの商品は、イギリス船員または植民地船員の乗り組む、イギリスまたは植民地船舶で運ばれるべきこと。(2) 一定の植民地生産物——タバコ、砂糖、毛皮のごとき「列挙品目」(enumerated articles) は、イギリスまたは別のイギリス植民地以外に輸送されなければならない、(3) 各植民地は製造工業品をイギリスから購入しなければならない、外国製品購入の場合には、イギリス経由で植民地へ輸送されなければならない、以上である。これらの原則から導かれ、18世紀に本国議会の立法によって正式に記載された系<sup>コロラリ</sup>は、各植民地はイギリス製造工業者と競争するどのような製品も製造してはならないということであった。変更・修正・強制履行の新方法を規定する多数の法律が通過したが、この原則には変化はなかった。

議会立法によって政策を樹立することはできたが、政策の執行は行政部、窮屈には国王にあった。植民地問題の終局の法的権威は、国王が枢密院(Privy Council)と行なう御前会議であったが、時がたつにつれて、植民地政策を執

行するため、広大な行政官僚制度が樹立された。1696年に、植民地経済事情の調査と勧告のため、商務・拓植院(Board of Trade and Plantations, (通称、商務院) が設置された。植民地総督は関税規制を履行することを命令された。

次第に発展したこの大規模で職務の重複した官僚制度には、誰一人、またはどの集団も、決定権または決定の意志をもったように見うけられなかつた。多くの役職はもうけが多かったから、それらは執行でなくて収入にだけ関心を寄せた人びとで占められた。重大な結果さえもたらす事項も、この官僚制度の迷路——非能率、公文書の赤ひも〔繁文縛礼〕、官僚間の競争——に埋没することがしばしばあった。法律の上に法律が積み重ねられるにつれて、誰も政策が實際になんであるのか分からぬほど紛糾した。とりわけ、アメリカが遠隔地であるので、アメリカの役職に任命された多くの官吏は、植民地での実際の仕事を給与の悪い誘惑されやすい下級官吏にまかせて、自らはイギリスにとどまつた。恩恵をうけたのは、法律の真の意味に意を介することなく、また、しばしばそれを知らないで多年思いのままに振舞つた植民地であった。

植民地経済政策の創出と平行して、植民地統治政策の発展が見られた。最も初期に属する諸植民地の建設者は、自分の思いのままにはほとんど自由に振舞えたし、植民地人自身も、特許状所有者が規定した条件以外、外部からの抑制をうけることなく政府を発展させていた。1660年から、イギリスは政治支配の中央集権化、政治の実際と手続きの画一化を図り始めた。その展開は遅く、跛行的であったが、最後には、イギリス帝国の連邦的機構に根本的に重要で、合衆国の中核政府創設にも同様に重要な少数の重要な政治制度と慣行とが樹立された。

樹立をみた最初の重要な法手続きの一つは、植民地裁判所から、イギリスにおける枢密院への司法事件の上告手続きで、そのため、枢密院は帝国の最高裁判所の機能を果したのである。このような上告は17世紀末まで重要とはなら

## アメリカ連邦制度の諸起源

ず、最後には財産係争額300ポンド、またはそれ以上〔の事件〕に限定されてしまった。植民地の裁判所は、自ら下した判決を上告することにいつも反対したが、それも効果はなかった。アメリカ革命に先立つ1世紀間に、約265件が本土植民地から枢密院に送られたが、枢密院は20世紀に合衆国最高裁判所が処理したのとほぼ同じ速さで処理した。枢密院は約3分の1の事件に植民地裁判所の決定をくつがえす判決を下し、他の3分の1はこれを支持し、残りは判決を断念した。

より厳重な植民地支配を達成する第2の方策は、植民地立法を国王が否認することであった。これは枢密院が国王の名において行なう行政的拒否であって、各植民地の支配者たる国王の窮屈的法権威の表現であった。1680年代にペンシルヴェニアが建設されるまでには、その施行は十分に確立され、ペンシルヴェニアは、特許状の規定によって、法律をイギリスに送り審査をうけるよう要求されるまでになった。同じ要件は1691年のマサチューセッツ特許状にも定められた。ただ、最初の特許状を保持したメリーランド、コネティカット、ロードアイランド各植民地は法律の送付を要求されなかった。

その手続きは、植民地が自己の法律を枢密院に送付することであって、後者はそれらを商務院に回付するのが普通であった。商務院は今度はそれらの法律を尋すため、種々の官吏——ロンドンに居合わせば、植民地総督、植民地代理人、宗教問題がからんでおれば、ロンドン主教、法律問題が係争点であるなら、法務官〔法務長官、法務次官など〕その他——を喚問した。それから商務院は枢密院に宛て勧告書を作成した。今度は枢密院が普通枢密院命令としての報告書を採択し、それが当該植民地の総督へ送付された。

それは長い、悠長な、そして退屈な手続きで、最終措置がとられるまでにしばしば5年もかかった。1718年に通過したニューハンプシャーのある法律のごときは、51年後の1769年にあって否認されるというありさまであった。そ

の手続きが悠長であったため、植民地は、結局は拒否されることを知っていた法律をしばしば短期間通過させ、ついで拒否された後で、再び同じ法律を通過させることができた。拒否された法律の割合は高率ではない——本土植民地が提出した8500以上の法律中約5パーセントであった。しかしながら、マサチューセッツのような厄介な植民地では、国王特許状下の85年間に59の法律が拒否された。その手続きは煩わしかったが、それは、少なくとも、1787年の憲法協議会で話し合われた中央集権的支配を達成する手段の一つであった。

植民地をより厳重な支配下におく企ての中で、第3の、もっと重要な手段は、王領植民地総督が任命される時、かれらに発せられる訓令書であって、幾つかの領主植民地総督に対しても同様に発せられた。各総督は、まず第1に実質上の成文憲法である委任状を与えられた。その委任状は、総督を任命したばかりでなく、かれらの植民地の政体のあらましをも述べた。だが、それに加えて、総督は起こる可能性のあるあらゆる問題に対処する方法を指示した統治訓令を与えられた。かれは、拒否すべき法律、承認すべき法律、官吏に任命すべき人物などを示された。また、イギリス経済立法や経済規制の執行官吏たるかれの義務を概略した一連の通商訓令を与えられた。

植民地の規模が大きくなり、複雑さを帯びてくるにつれ、総督への訓令も同じく大きく複雑になった。それらの訓令は総督を規則というきっちりしたジャケツに大そう厳格に押し込んだので、総督は行政官として自分の判断をほとんどもたないようになった。もし、総督がかれの訓令に従えば、ほとんど必ずといってよいほど立法議会とともに着を起こしたし、総督が訓令に従わなければ、いつもロンドン所在の当局ともめたのである。もちろん、訓令に表明されたものは、下級政治機関を通じて直接に動く、高度に中央集権化された政府の理想であった。だが、他の分野と同様に、植民地政治の実態は、実際問題として、地方政府が大幅な自律性をもつ緩

やかな紐帶の連邦的機構が存続したことを表わした。

「王領化」政策は、植民地を中央集権的支配下におこうとする努力の中で用いられたもう一つ別の手段であった。イギリス植民地の大半は、特許状によって、植民地内で広範なほとんど無制限な権力を与えられた私的集団や個人によって建設された。植民地立法議会が成長するにつれて、それが権力を分有し、不斷にその権力の分け前を増大させた。17世紀末までにイギリスの政策立案者の目に明らかになったことは、〔その矛盾の〕解決策として総督と参議会を任命し、格段に厳重な監督権を行使できるような国王の直接支配下に植民地を引き戻すことであった。ヴァジニアがその最初の例であり、西インドや〔アメリカ〕本土の他の植民地もその例に従うことになった。1680年代に、ジェームズ2世はニューイングランド地方の各特許状を完全に一掃する手荒な実験を試みたが、失敗した。その後、幾たびか本国議会は、一連の立法を通じて残りの領主・自治植民地特許状を廃止しようと試みたが、失敗したのである。

その後引き続いて、跋行的で徐々にではあったが、大半の植民地を一つ一つ王領植民地に転換する過程がとられた。その転換は訴訟による特許状の取消しの場合も、特許状所有者による自発的返上の場合も、まるまるの購入による場合もあった。その結果、アメリカ革命の前夜には、わずか二つの自治植民地（コネティカットとロードアイランド）と三つの領主植民地（メリーランド、ペンシルヴェニア、デラウェア）だけが残され、イギリス領13植民地の残り全部が王領植民地となっていた。だが、王領化は、採用された他の諸方策と同様に、期待された成果を挙げなかった。ますます多くの法律が通過し、それらを執行する官吏がますます多く任命された。もっともっと精巧な訓令が植民地総督以下の官吏たちに用意された。しかし実際のところ、中央集権化は達成されなかつたし、帝国の緩やかな連邦的機構は、〔中央集権化を目的とした〕法律も理論も存在したにもかかわらず、

どのみち変更されなかつた。

アメリカ人は、通商法を無視することで利益がえられるなら、それを無視したのである。もっとも、その通商の宏大な部分が合法的な通路に流れた。その理由は、大半の植民地生産物の最上の市場が帝国内にあったからであり、イギリスが18世紀最大の工業国であって、植民地が必要とする製造工業品をいずれの国よりも安価に供給できたからである。いくらひいき目に見ても、イギリスの政策執行はいきあたりばつたりで、一貫性を欠いたものであった。18世紀前半の大部分、商務院は中央集権政策を実施しようと試みたが、政府を支配した政治指導者はそれを支持しなかった。ロバート・ウォルポール卿やニューカッスル公といった長らく植民地の全般責任を負った人びとは、法律がなんであろうとも、植民地を放置し、好きなようにさせる政策を慎重に採用したのである。

植民地に派遣されたイギリス官吏は無能であるか、委任された権限を行使できなかつたかどちらかである。総督たちは、多数の強制政策の実施に必要な金銭を調達するため、立法議会に依存しなければならず、議会はしばしばそれを拒否した。しかも、議会がそれをあてがつても、議会はその権限を用いて適當と認めた方法でしか金銭の支出を命令しなかつたのである。

植民地の経済的成长は、帝国機構の大筋と適合したけれど、それは、実際には、植民地の利益とイギリスの工業力によって支配される道筋をたどる結果となつた。しかも、政治上の中央集権化についていえば、各植民地は1750年までに、事実上の政府の地位を獲得していた。今までずっと、理論上あてはまつていた中央集権化を、事実上なし遂げようと遂に決心したのは、世紀の半ばであつて、それは精力的に開始された。そこへ長い7年戦争が起り、この新政策は一時的に放棄された。〔そのため〕植民地は悩まされずに、思いのまま行動するよう放置されたばかりか、かえってイギリスのためできるだけ財政的支援を与えるように勧められた。というのは、北アメリカで戦争が始まり、最大の

戦争が幾つかそこで行なわれたからである。この戦争は、フランスに対するイギリスの勝利、それに北アメリカからフランスの駆逐となつて1763年に終わりをつげた。だが、この戦争の終結は、イギリス側で植民地を以前よりも厳重な支配下におこうとする新たな努力、戦争中の北アメリカにおける多数のイギリス官吏の経験によって強められた努力を引き起した。この復活した努力の結果が、わずか13年後にアメリカ独立戦争となったのである。

#### 4 1763～1776年の革命論争：「連邦的」憲法と「単一的」〔中央集権的〕憲法との対立

憲法面での論争は、実際にはイギリスが17世紀に植民政策の展開を始めて以来、ずっと行なわれて來た論争であった。だが、1763年以後、アメリカ人は帝国の憲法の性質——各個の植民地政府と中央政府間に存在すべき諸関係——を、以前とは比較にならない強烈さで論じた。1763年以後のイギリス植民政策とそれに対するアメリカ人の反応は、複雑であり、多様である。それは経済的、社会的、政治的、個人的理由や反応である——だが、憲法問題に関する限り、係争点は簡単であった。本国議会は1世紀以上にわたって、植民地の経済生活を規制する法律を通過させてきた。本国議会は、1764年に、さらに1765年の印紙税法において最も顕著な姿で、植民地に対する直接的な議会課税〔いわゆる内部課税〕をもって、始めて金銭を調達しようと試みたのである。

この試みは、各植民地立法議会が最も大切にした要求、最も強く擁護した権利を否定するものであり、その要求と擁護とは、1624年ヴァージニア下院が最初を行なつて以来、各植民地立法議会が再三繰り返したものであった。簡単にいえば、1763年以後、多数のアメリカ人はこう主張した。自分たちは自ら選んだ代表者以外によつては課税されないこと、自分たちが代表を送つておらず、送ることができない本国議会ごときによつて、合法かつ正統に課税されな

い、と。アメリカ人はむきだしの暴力と破壊によって、印紙税法を無効にした。そこで本国議会はそれを撤廃した。

撤廃と同時に、本国議会は宣言法 (Declaratory Act) でその立場を明らかにし、アメリカ独立宣言まで、その立場から後退しなかった。宣言法より以前に、植民地は実際には国王の領土となっており、国王が、任命した代理人を通じて統治されていた。そうして、理論がどうであれ、中央集権的支配の試みがなんであれ、帝国には作用において緩やかな連邦的機構が保持されていたのである。だがこの宣言法において本国議会は、ジョージ3世の熱心な支持をうけて、イギリス帝国に関する絶対的権威を宣言したのである。それは、理論上、帝国の連邦的機構を一掃し、帝国が单一国家たることを主張した。この法律はつぎのように宣言している。

「アメリカにおける植民地と拓植地は、從来大英帝国国王と議会に服従・従属して來たし、今後も当然そうあらねばならない。」

また、国王と議会は「いかなる場合といえども…アメリカ植民地とその人民を結合させるに十分な法令制定の権力と権威をもつて來たし、今後も当然もつべきである。」

アメリカ人の回答もほとんど同様に簡単であった。かれらの大半は、議会が帝国の通商規制権をもつべきことには同意したが、それが課税権をもつことを否定した。まもなく、アメリカ人はイギリス帝国の「連邦国家」理論と呼ばれるものを立案した。この理論は、本質的には1世紀以上にわたつて政治的慣行となつていたものを、理論的用語で合理化または定式化したものであった。この理論によると、帝国は対等の立法議会からなり、そのおののおのは、帝国内の自己の領域では独立し、その内政事項には絶対的支配権をもつたのである。ParliamentはGreat Britainの議会であり、House of Burgessesはヴァージニアの議会であつて、どちらも他の一方に対してなんらの権力ももたない。帝国における共通のボルトは、あれこれの独立・平等な立法議会の利害が互に衝突する時には、いつも公平な審判官として振舞う国王であつ

た。

帝国内各立法議会の絶対的独立と平等の主張は、1776年までに大半のアメリカ人のうけ入れるところとなった。しかも、そうあるべきだという確信は邦憲法の作成に影響するにとどまらなかった。それが、個々の邦とその市民に対しいやしくもなんらかの権力をもつ合衆国中央政府の創設にあたって、主要な障害となって行くのである。

もちろん、イギリスは、アメリカ人が帝国を連邦機構として定義するのを無視し、1766年の宣言法に具体化された单一国家の理念に執着した。だが、1774年に至っては、イギリスは憲法上の権利の問題が絡んでいるのだというどんな見せかけも放棄した。アメリカ人が、かれらの「茶法」(Tea Act)と呼ぶものを無視し、1773年12月ボストンで東インド会社の茶を海中に投じた結果、本国議会はアメリカ人が「耐えがたい諸法律」(Intolerable Acts)と名づけたものを通過させたのである。アメリカ担当大臣がアメリカ人に述べたように、

「イギリス帝国全体の最高立法議会が、義務を課したのである。(目下のところ、議会がそうする権利を有するか否かはどうでもよいのである。われわれがその権利ありと考えるだけで十分である…)

もし、アメリカ人民が通過した法律の遵奉を拒否するなら、

「それは実質において、かれらがもはやイギリス帝国の一部でなくなるということである…」

権力のこの主張、「権利」問題いっさいを明白に放棄するこの主張のすぐあとに、イギリスの意志をアメリカに押しつける武力行使が起つたのである。〔それに対する〕アメリカ人の回答が独立戦争であった。

**独立の基礎：人民主権** 独立宣言は、帝国組織の性格をめぐるイギリスとの論争と同じく、多くのアメリカ人が信じた理論を、また政治・社会変革の要求を正当化するために幾人かのアメリカ人が用いた理論を、アメリカ憲法作成者たちに提供した。この理論を信奉するか、また少なくともこの理論を変革要求の正当化に用い

ることは、邦と連邦憲法の作成者の思案に必然的に影響を及ぼし、かれらが作成した諸憲法の性格形成に役立った。独立宣言の本質的・理論的な箇所はつぎのように述べている。

「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪い難い天賦の権利を付与され、その中に生命、自由および幸福の追求がふくまれることを信ずる。また、これらの権利を確保するために人類の間に政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そしていかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を破壊するものとなつた場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福をもたらすべしと認められる主義を基礎とし、またその権限がかかる機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる。」

こうして、独立宣言は民主主義の基本的理念、つまり人類の平等と、人類が自らのためにいかなる政治形体でも自ら好むように形成する権利とを提示した。さらに、政治の目的に関する概念にも顕著な改変がみられた。幾世代にわたって、一般にうけ入れられた政治目的の公式は、ジョン・ロックの公式、つまり、「生命・自由・財産」の保護であった。ところが、トマス・ジェファソンが再主張した時、その政治目的は「生命・自由」の保護と人民の「幸福の追求」となつたのである。

独立宣言の作成にあたって、独創性が欠けていたとその政敵から非難されて来たトマス・ジェファソンは、半世紀後に宣言の目的をつぎのように説明した。それは「以前に考えられもしなかった新しい主義・主張、または新しい議論を発見することでも、以前に述べられたことのない事柄をいおうとするのではなくて、この問題についての常識を、人類の同意を起こさせるように、平易で力強い言葉で、人類の前に提出することにあった……主義の奇抜さや感情をねらったものでもなければ、ましてや何か特定の以前の著作から引き写したものでもなく、それはアメリカ人の心情を表現しようとしたのである……宣言のいっさいの拠りどころは、会話、手紙、印刷に付された論文であれ、公権

に関する入門書であれ、何に表明されようとも、当時の感情の調和にある…。」と。

ジェファソンは全く正当であった。かれは、特許状の諸権利、イギリス憲法、さらにイギリス人の諸権利をめぐる果しない議論から、植民地の建設と同様に古い一つの伝統にたち帰っていた。人民主権と人民の自治権に関する理念は初期のニューアーイングランドで始めて論争されて以来、かなり十分な冬眠状態にあったが、1763年以後に復活した。植民地立法議会が特許状や課税について論じている間に、匿名の新聞記者や群小政治集団は、もっと広汎な政治体系や政治の根本前提についてつねに語った。このような人びとは無名で人目につかないという利点をもったが、かれらは立法議会よりもはるかに大きな勇気をもって、「自然権」、「自然法」、「自然の法」、「理性の法」、「より高次の法」、政府契約論の諸理念、およびすべての政府は被治者たる人民の同意に基づくという理念に訴えたのである。

こうして1765年には、印紙税法反対会議がかなり慎重な提案をしている間に、コネティカットのニューロンドンの住民は、はるかに深い意義をもつ徹底した決議を採択した。かれらは、(1)強固に建設されたどの政治形体も人民の同意に起源をもつこと、(2)人民がすべての憲法に定めた制限こそが、どの官吏も合法的権限を行使しうる唯一の限界なのである、(3)これらの限界が乗り越えられる場合はいつでも、「人民は、生れながら個々人が託していたその権限の行使を取り戻す権利を有する」ことに同意した。ニューロンドン住民は、ついで、イギリス臣民の同意なしにかれらに課せられたどんな課税も、「イギリス憲法が規定する自然権と制限とに反する」こと、印紙税はかかる課税であるから、アメリカ人すべてがその施行に反対すべきことを決議した。かれらの最後の決議事項は、もし救済がどうしてもできなければ、人民は「かれらの自然権と、自然と神の法が人民に付与した権威とを回復」すべきであると宣言した。ここに独立宣言の基本哲学が、それが

書かれる11年前に提出されているのである。

1772年に、サミュエル・アダムズは、ボストンタウン・ミーティング自治会議が採択した『植民地の諸権利』の中で、本質的に同一事項を述べたのである。

サミュエル・アダムズや、かれと同様な文筆家たちは、政治は「自発的契約」と「同意」とに基づくという考えを造るのに貢献することで、17世紀初期のイギリス分離主義者がアメリカにもたらした伝統に訴えたのである。アダムズは主張する。初期の植民地人は国王と契約を結び、そのさい自発的に国王の臣民になったのであって、奴隸となったのではない、と。植民地人は母国の支配に服すること、または本国議会に従うことを約束したのではなかった。かれはいう。「どの共和邦の立法議会も最高権力でなければならない。なにびとも自由人自身の同意と、かれらからうけた権限によるのでなければ、かれらに対する法律制定権をもちえないのである……」と。

それゆえ、ジェファソンが、自分は時代の雰囲気から自分の思想を摘み取ったと述べた時、それは正当であった。かれの思想は長らくアメリカの伝統の一部となっていた政治思想であった。人民主権の理念は独立戦争の正式の理論的正当化となり、その時代の政治思想の不可欠な部分となった。だが、それは独立のために戦った全アメリカ人がうけ入れた理念ではなかった。かれらは、その理念を自分たちが行なっていることに必要な理論的基礎としてうけ入れたが、多くの人は、新しく独立した各邦や合衆国の政府創設にあたり、その理念の実践を回避しようとした。

こうして、政府の基礎がおかるべき基本原則であり、植民地の伝統の一部となっており、1763年～1776年の間にイギリスとの論争によって新たに強化されたこの基本原則、これをめぐる闘争が、1776年以後の時代の憲法制定にさいし活力となったのである。

## 5 各邦の革命憲法

独立が近づくにつれて、アメリカ人は邦と連

邦両方のため、新政府案を作成し始めた。その場合、一つの事柄、つまり新政府は単一の成文憲法を基礎とすることについて、誰も異存はなかった。成文憲法への信念は植民地時代に特許状を経験した賜物であった。その特許状は、植民地とその政府存立の法的根拠であり、アメリカの権利擁護となりえたし、そうした場合に訴えられてきたものであった。

マサチューセッツ、コネティカット、ロードアイランドのような植民地の国王特許状や、ヴァージニア、サウスカロライナのような植民地の勅任総督に与えられた委任状は、政府の構組み、政府諸部門の諸権限の大略を示した。ペンシルヴェニア、初期の両カロライナのような領主植民地においては、領主たちが成文憲法を規定した。事実、ウィリアム・ペンは、有効な政治形態を見いだすまでに、四つの「政治形態」(Frames)案を作成したのである。それゆえ、アメリカ人が自分たちの新政府を立案するさい、いわゆるイギリス「憲法」を構成をした一連の文書や慣行よりも、単一の成文憲法によって考えたことは自然であった。18世紀初頭以来、ペンシルヴェニアがもった一院制立法議会樹立の要求が相当あったけれども、アメリカ人は、大部分、植民地政府の外形上の機構に手を触れないでおくことでは一致した。

だが、一致はそれまでであった。アメリカ人は、政治の目的、政治に参加する権利、とりわけ外形上の機構内でかれらが保持することになる権力の釣り合いに関し意見を異にした。新政府が植民地時代の政府よりも格段と選挙人の意志に応えることを要求した集団もあった。かれらは新邦において名実ともに民主政府の樹立を要求した。このような要求は、1763年以後、イギリスの政策を打破するためますます用いられてきた民主的思想や民主的実践の結果でもあったし、また、多くの植民地政府がとった政策への不満の結果でもあった。その不満は独立宣言に先立つ15年間にそれらの政府に対して実際の武力反乱や反乱の緊迫をもたらすほど大きかったのである。このような不満な民衆とその指導

者たちは、イギリスに挑戦するため用いた諸原則を捕え、それらをアメリカ内での政治・社会変革への要求を正当化するために用いた。かれらは独立以前にもそうしたし、独立以後はいっそう強力な活力と有効さをもってそうしたのである。

こうして、1774年春、ニューヨークのある大衆集会を見て驚いた人によると、その集会で民衆は「われわれの将来の政治形態が、民主的原則か、それとも貴族的原則に基づいて建設されるべきか、について議論を戦わした」と。それより2か月前、ある文筆家は『ニューハンプシャー・ガゼット』紙で、代表なき課税は立憲的自由をくつがえすことを承認し、ついで「われわれは、この権利そのものがアメリカのほとんど各領地で侵犯されているのを年々見ていく」と告発し、そしてかれの指摘した点を証明するため、ニューハンプシャーの特例を引用した。

ほぼ同じごろ、マサチューセッツのピアソンアンコオボレイテッド・タウンという合併されていない町は、アメリカ人は結束して外部からの圧迫を防ぐ一方、「国内でなにびとも圧迫される者がいる」よう配慮されるべきことを、ボストン通信委員会に通告した。ピアソンの町は立法議会に代表されていないから、その同意なしに課税されていたのである。ペンシルヴェニアの奥地の郡は、一郡だけにとどまらず、しばらくの間、同一の事柄をペンシルヴェニア議会に告げていた。

宗教集団も、また民衆指導者が説いたような諸原則を採用した。浸礼派教徒が教会税の支払いを拒否したかどで投獄されていたマサチューセッツでは、その指導者アイザック・バッカス師がサミュエル・アダムズを真正面からやっつけた。かれは1774年1月アダムズに、自分は自由と代議制とが手をとって進行するという貴下の大原則に心から同意すると書いた。それなら、文官の資格しかもたないマサチューセッツの立法議員が、どうして宗教税を賦課できるのであるか。〔この課税が正当であれば〕、本国議会の課税は「市民的自由にいっそう反しなくな

り、そうすれば、これらの課税は良心の自由の性質そのものにも反しなくなるのである…」と。サミュエル・アダムズは政治上の方法では急進的であったが、宗教的確信では徹底した清教徒だったので、かれは返事をしなかった。バッカスはアダムスを第1回大陸会議にまで追求し、陽気なクエーカー教徒やアダムズの政敵たちが出席している公けの会合で、マサチューセッツの宗教生活の実態を語った時、サミュエルとジョンの両アダムズを文字通り身もだえさせたのであった。ヴァージニアの浸礼派や長老派教徒も同様に、革命の諸原理が、もし忠実に守られるなら、ヴァージニアにおけるイギリス国教会の非公立化を必要とするこことを敏感に悟った。

ノースカロライナにおけるレギュレーター運動 (Regulator Movement) は、1771年武力で鎮圧されたが、奥地住民はいぜん激昂していた。1776年9月、メクレンバーグ郡はその代議士に、平等代議制、政府を支持するすべての人の投票権、立法議会の立法行為に対するいっさいの拒否権の廃止のために努力するよう訓令した。1776年の秋、ノースカロライナが邦憲法作成を準備した時、メクレンバーグ郡は再びそこの代議士に訓令した。<sup>シングル・デモクラシー</sup>その内容は、「単純民主主義、またはできる限りそれに近い」邦政府を創設すること、「貴族政治に傾くいっさいの事柄、または貧乏人の圧迫に用いられる富裕者や有力者の掌中にある権力に反対すること」であった。

中部諸邦では、義勇民兵同盟が防衛ならびに政治原則に関心をもった。ペンシルヴェニア同盟者の兵士委員会は、1776年2月に、自國を防衛する人間はすべて投票権をもつべきであるとペンシルヴェニア立法議会に通告した。6月に兵士たちは、投票権を有しないがゆえに代表されていないとの理由で、議会による2名の陸軍少将の任命を非難した。かれらは、また同盟員の最も多い多数の郡が、立法議会に人口比例した代表を送っていないことを指摘した。ともかくも、兵士たちはクエーカー平和主義者の支配

する立法議会は自分たちを代表できないと述べたのである。

革命協議会が万策をつくして独立を回避しようと試みていたメリーランドでは、ある郡の民兵大隊の代表者が実際に会合し、憲法を作成した。かれらはメリーランドにおける政治革命を要求した。というのは、かれらは2院制立法議会の毎年改選、すべての郡官吏の毎年改選、人頭税の廃止、富に比例した課税制度の樹立を提案したからである。

ニュージャージーでは、革命会議は内部変革を望まなかったが、投票に対する土地所有資格は廃止されるべしとの要求が増大しつつあった。ある請願者はつぎのように述べている。

「われらは、人間の尊嚴を完成させ、人間を社会に適合させるために、われらの歩む一定量の土地が、人間に付加されるべしと、賢明なる創造者が定め給うたとは想像できないのである。政府の唯一の目的が土地または金銭の保証であるなら、それらのいずれか一つ、または両者の所有が公務員の唯一必要な資格となるであろう。だが、われらは、十分調整された政府は、ずっと価値ある財産——自由人の権利と特権——の保証にまでおよぶ良き意図を有すると諒解する。その防衛のために、あらゆる種類の財産、さらに生命自体が惜しみなく費されてきたのである。」

選挙の財産資格に対する攻撃は、ニュイングランドの一パンフレット『人民こそ最良の支配者』(The People the Best Governors) に力強く述べられた。選挙権をえるため、立法議会議員となるため、どんな財産資格もあってはならなかった。「アメリカ諸邦の建設者は、金銭を自由人の統治者に不可欠な資格としたと、後世の人びとにいわれないようにしようではないか」と。

相ついで文筆家は、民主政府の創設を要求することで、このような思想を要約した。その中の一人は、王政、貴族政治、寡頭政治を定義した後、つぎのように主張した。

「民衆政治——民主政治、共和政、協同福祉政治と名付けられることもあるが——それは地域社会全體がそれ自身の福祉に留意し、人民自身の団体から人民が選出した代議士によって当社会の諸事を処理する市民社会の計画のことである。」

かれは、過去において民主主義が試みられた時はいつも、その敵がこれを破壊したことを認めたが、いまやアメリカ人は、「存立可能な最終・最上の計画である自由政府を形成すべく人類に開かれたまたとない機会をもった」と宣言した。

『政治の重要さ』(The Interest of Government)と題する新聞論文で、人民の福祉が政治の究極目的であり、その目的を達成する政治形態が「十分調整された民主政治たることは疑いない」と宣言された。このような諸論文で、一定の原則が明白である。(1) 人民の福祉、またはその幸福こそが政治の唯一の目的である。(2) 民主主義はその目的を達成する最上の形態である。(3) 選出されて官職に就いた人びとは権力欲をつのらせるから、注意深く監視しなければならない。それゆえ、頻繁な選挙と官職交代を行なわねばならない。

新聞やパンフレットに示された憲法草案には、細目では差異が見うけられたが、一定の根本原則では一致がみられる。すなわち、(1) 1院制であれ、2院制であれ(そして1院制立法議会への要求がかなりあったが)、立法議会は人民によって選出されるべきこと、(2) 一年毎に選挙を行なうべきこと、(3) 邦、地方を問わず、いっさいの公務員は、人民、または立法議会によって選出されるべきこと、(4) 男子普通選挙、選挙権の財産資格の廃止に対するかなりの要求が存在したこと、未亡人でも納税者には選挙権を与えるべしとの示唆さえも存在、(5) 人口比例による代議制の要求の存在、(6) 宗教の自由、少なくとも新教徒全体に対する自由、またせめては、邦立教会を維持する課税からの解放、以上であった。

これらの思想には古いものもあったし、それが空理空論にとどまるかぎり危険ではなかった。だが、今やそれらが本気で前面に押しだされてきたことに、対英反抗運動の指導者幾人かをふくめ、多くのアメリカの指導者は衝撃をうけた。植民地政府を支配した商人と農園主は、新しく独立した諸邦で、自分たちの地位を手づ

かずに維持することを望んだ。だから、かれらは、その多くが「下層階級」<sup>ロウアー・オーダーズ</sup>とか、時には「群衆」と呼んだ人びとの台頭を恐れた。こうして、グヴァヌア・モリスは1774年に、もしイギリスとの紛争が続くなら、貴族政治が破壊され、少なくともニューヨークは群集によって支配されるであろう、と予言した。それゆえ、かれはどんな代価を払っても和解に賛成であったが、最後には愛国者〔独立賛成者〕となった。しかし、かれはアメリカ内での政治事象に関する自説を変えなかったのである。

ジョン・アダムズは独立運動の積極的指導者であったが、1775年、かれが以前法廷で辯護してやった馬商人に出あって〔話をした〕時、自分が努力した価値があったのか、いぶかり始めた。この商人はマサチューセッツでの〔負債農民による〕裁判所閉鎖に拍手かっさいし、それが再開されないことを望んだ。アダムズはあきれ果て、この国の権力がかかる輩の掌中に落ち入ることを恐れた。なぜなら住民の半数が負債者であるから、とかれは説明した。

その後間もなく、トーマス・ペインの『常識論』(Common Sense) が1院制立法議会と平等な代議制度を要求した時、かれは胆をつぶした。かれは、『政府論』(Thoughts on Government) というパンフレットでそれに答え、マサチューセッツ邦政府を基準にした各邦政府を樹立するよう勧告した。このような政府は、少なくともニューアーイングランドにおける現状維持を保証するであろう、と。もっとも、かれの案でさえも、幾人かの保守的ヴァジニア人によって危険なほど急進的であると見なされた。

そうした人びとの一人、カーター・ブラックストンは、1776年春、ワシントン宛ての手紙で、ヴァジニアを多年支配してきた富裕な農園主に対抗することで、ヴァジニア革命協議会に選出された多くの無知な人間を嘆いた。かれは、独立の定義に「富裕者から独立することによって誰でも思うままに振舞うことができる政治形態」というのがあると聞いたと、語った。この革命的潮流をせき止めようと必死に努力し

たかれは、一つの政府案を革命協議会に提出した。かれはイギリス憲法を賞賛し、制限王政の精神が保持されねばならないと述べた。かれは「民衆政府」の首唱者を嘆き、かれらの唱える制度は「単純民主主義につきもののあらゆる騒動や暴動に満ちている」と述べた。かれは歴史を探索してきたが、成功した民主主義とか、富の存在を大目に見るような民主主義はどこにも見当らなかった、という。

〔かれは主張する。〕ヴァジニアは3部門をもつ政府を樹立すべきである。下院は3年任期で有権者によって選挙されるべきである。つぎに下院は、罪過なきかぎり (*during good behavior*) 在任する知事と、終身任期の24人からなる参議会とを選出すべきである、と。こうして、かれはヴァジニアでの現状を維持しようとした。植民地の支配的貴族階級を構成したブラックストンその他多くの人びとは、独立を余儀なくされた時、それを受諾したけれど、革命の民主主義思想をうけ入れなかった。しかも、かれらは邦憲法が作成される時、民主主義思想に基づく変革要求への譲歩を回避するため、万策をつくして戦った。〔その結果には〕かなり成功した要求も、否決されたり却下された要求もあった。

だが、変革はイギリスからの分離という事実そのもので起こるはずであった。というのは、イギリスがかつて任命していた総督、参議会、判事にいたる巨大な官僚階層を任命するなんらかの方法がなければならなかったからである。たとえ、他にぜんぜん何も行なわれなかつたとしても、この事実が実務における一つの革命となつたのである。

**各邦の憲法** 1776年と1780年の間に作成された新しい邦憲法は、<sup>カヴァナー</sup>知事、上下両院、司法部というおなじみの機構を規定した。1院制立法議会への要求は、18世紀を通じそれをもっていたペニシルヴェニア、1776年には新しくてほとんど邦の体をなしていなかったジョージアを除き、すべての邦で打ち破られた。革命は政治機構ではなく、機構内での権力の配分において起

こった。そして最大の革命は総督〔知事〕の役割について起こった。植民地総督は広大な法的権威をもっていたが、新しい邦憲法は知事を単なる表看板にしてしまったのである。マサチューセッツだけは、知事に立法に対する拒否権を与えたが、その拒否権も両院の3分の2の議決で押し切ること〔再可決〕ができた。そのうえ、知事の毎年改選を要求した邦が10邦もあったし、7邦では、知事はある6~7年間に、2~3年間しか在任が許されなかった。事実上無力なこの官吏をいっそう抑制するために大半の邦はかれを監視する参議会を設置したのである。

植民地参議会の立法機能は、元老院(Senate)と大ていの邦で呼ばれた上院(Upper House)に移された。植民地参議会から決定的に変化したことは、新元老院が任命機関よりも、むしろ民選機関となったことであり、このためそれは有権者の意志に服したのである。これはかつての参議会に決して見られなかつたことである。しかしながら、憲法作成者は、新元老院を財産の代表と考えるのが普通であったし、一方、下院は人民を代表するものと考えられた。こうして、各憲法では元老院議員は下院議員以上に財産を所有すべきことが定められた。また、マサチューセッツとニューハンプシャー(1784年)では、元老院議員選挙区 (Senatorial districts) が、これらの邦の課税財産額に従って、実際に割り当てられたのである。元老院は、植民地参議会が所有していた法案の発議・修正・拒否の権限を保持したが、植民地時代における下院と参議会との古い闘争は、下院に有利なように解決された。元老院が財政法案を修正することを明確に禁止した邦も幾つかあった。

裁判所は植民地時代には参議会と同様、任命制であったが、いまや立法議会が指名するか、立法議会、または人が選任した知事が任命する民選的機関となつたのである。

元老院が財産の保護者としての役割を想定されたにもかかわらず、下院は、邦政治の支配部門となつた。下院が多年〔その獲得に〕奮闘してきた権限はついに成就されたのである。下院

はその旧権限をすべて保持し、そのうえ、幾つかの邦では知事や裁判官を選任する権限を付加した。課税に対する下院の支配権はいまや絶対的となった。下院は知事の拒否権にも裁判所にも制約されなかった。なぜなら両者とも下院または有権者の生産物であったからである。下院は、知事や裁判官の選挙の場合と同様、元老院と権限を分有せねばならないとはいへ、議員数が多かったのである。以前には決してなかったことだが、下院は選挙民とより緊密であり、それが有権者を真に代表しなかった時には、年次選挙によって急速にくつがえすことができたし、または有権者をだまして無関心にさせることもできなかった。

立法部至上権の確立とは別に、大半の革命憲法は、革命時代の政治理想の一表現である一つの明確な特徴をもった。それは大半の憲法に、通常、政治機構の正式な叙述の前文として、付属した権利章典であった。いかなる政府も干渉できない個人の特権と権利とを示す権利章典は、アメリカ人には長らくおなじみの、イギリス的伝統の一部であった。だが、アメリカ人は、1763年以来ずっと政治論争の過程で作りだされてきた新しい理念を、それらに付加した。こうして、多くの権利章典は人民主権や、人民政府を思うままに変革する権利の明確な言明をふくんだ。宗教の自由、出版の自由、思想の自由を雄弁に宣言したものもあった。

多くの章典で最も顕著な特徴の一つに、邦主権理念の宣言がある。マサチューセッツもニューハンプシャーも、同じ用語でつきのように宣言した。

「本邦の人民は、自由かつ主権をもつ独立邦として、唯一絶対的な自治権を有し、人民が合衆国議会に明白に委任せず、または今後委任することのない、上記に関するいっさいの権限、管轄権ならびに権利を、現在未來を問わず、行使、享受すべきものとする」と。

他邦も同一の理念を、デラウェアのように違った風に主張した。この邦は「本邦の人民は邦の内政を支配し規制する、唯一・絶対的な固有

の権利を有する」と述べている。

このような宣言は、まず第1に、1766年の宣言法で本国議会が主張した絶対権に対する各邦の反撥を示した。だが、それはまた「自己の属する特定邦に対する人民の国民的感情〔いわゆる state nationalism〕」と呼ばれるべきものの強烈さを示した。また、それは当時の政治思想の基本要素である中央集権的、無制約な政治権力への不信を示した。その根源がどうであれ、邦主権理念への信念という事実、およびその立憲的表現が、1776年～1787年の間に二つの合衆国憲法を制定するさい、決定的因素となったのである。

## 6 連邦政府の創設——連合規約——

イギリス帝国、それに帝國が多く領土に対する中央集権的支配をいっそう厳格に行なおうとして用いた種々の方策が、本来的に連邦的機構をもつたことを、アメリカの指導者は知りつくしていた。一つの共通した憲法下に植民地を統合する種々の計画をよく知っている人もいた。その最初の計画は1698年ウィリアム・ペンが提案したものであった。同様な計画を18世紀前半にアメリカ人もイギリス人も共に作成した。それらの大半は、カナダにいるフランス人とインディアンに対抗するため、より効果的な軍事防衛組織を作ることと関係があった。これらの計画は、国王の任命する一つの行政府と、植民地立法議会が選出した代議員からなる一つの立法議会を要求するのが普通であった。このような計画が多く提案されたが、イギリス政府はそれらを無視した。そして、1754年のオルバニー連合案 (Albany Plan of Union) のように、植民地立法議会が関心を寄せた時には、本国議会はその案を権利の侵害として全員一致で拒否したのである。1763年以後、イギリス官憲は、植民地が統合するかも知れぬという考えに全く驚き、植民地が共同して請願することすら禁止するはかない命令を出した者もいた。

1763年以後、ある種の植民地連合への動きが、全く違った二つの源から発した。一方で、それはイギリスの政策に対し反対闘争を指導す

べく登場した民衆指導者から出た。かれらは、植民地が統一行動をとらない限り、反対運動の実があがらないと確信したが、誰もなんらかの憲法を提案した者はいなかった。憲法の諸提案は、非合法活動や民主的言動の発揮に抑天した、アメリカのより保守的指導者から出たのである。アメリカにおける危険な民主的諸傾向と考えられるものと戦う手段として、イギリスの権威下に立つ植民地の立憲的連合を示唆した者もかれらのうちにはいた。こうして、ニューヨークのキングズ・カレッジ学長サミュエル・ジョンソン博士は、植民地の諸憲法はイギリス憲法と同一形式にされ、それに明白に従属すべきだと主張した。かれは植民地政府の「共和」形態は、「人民が自由の過激思想でほとんど無軌道であるがゆえに…」致命的であるとののしった。これは1760年のことであった。1774年春に、フィラデルフィアのあるクエーカー商人は、アメリカにおいて一つの中央立法議会と国王が任命する行政部とをもつ、イギリス・アメリカ間の立憲的連合を作らねばならぬと主張した。この「最高立法議会」が、アメリカの内政に対する法律制定権をもつべきであり、これは「どの植民地にも見られる不穏な精神を抑制する方向」に向うであろう。ニューヨークのモリス知事は同一の考えを全く明確に述べた。すなわち、植民地の富裕な人びとを破局と群衆支配から救うため、立憲的連合を作らねばならない、と。

ジョセフ・ギャロウェーが、1774年の第1回大陸会議に自分の連合案を提出したのは、このような感情が働いたこともあった。かれは、大陸会議にいるかれの呼ぶ「共和主義者」が独立を望んでいると確信した。かれは植民地を「政治形態で分裂し、連帶性のない」低級な社会と規定した。植民地は本国議会の権威を否定する一方、植民地相互の関係では完全な自然状態にある〔という〕。ギャロウェーは、どの社会でも、それに命令を与える一つの最高立法議会があるべきで、その議会に構成政治単位も、個人も従属すべきことを確信した。ただ、イギリス

の権力のみが植民地が相互に戦争に入ることを防止したのである。だからイギリスとの分裂は内乱を意味することになる〔という〕。さらに集権的な貿易規制も絶対必要である。もし、アメリカ人が本国議会の権限を拒否するなら、自分たちのため〔中央〕議会を設立すべきで、さもないと内乱と無政府状態のうき目にあうであろう。たぶん大陸会議の半数はギャロウェーに同意したであろう。すべての「財産所有者」は自分の案を支持したし、「共和主義者」はすべて反対した、と述べた。だが、後者はギャロウェー案を打破するのに成功し、ついで、公刊された議事録からそれに関する記載を削除したのである。

1775年夏と1776年初頭との間に、立憲的連合の理念は独立をめぐる戦いで政治的フットボール〔あちこちころがされて勝手に利用されるもの〕となった。1774年にギャロウェー案を打ち破ったサミュエル・アダムズのような人びとは、いまや植民地連合のため、規約を採択する考えを支持した。〔一方〕ジョン・ディッキンソンのような人びとはいまやこのような考えに反対したのである。その理由は、アダムズその他が独立を目指す間接措置として連合を望んだためであり、一方、独立反対者は、連合の結成が独立への措置であるため連合に反対したのである。1776年5月、独立が不可避であり、ほんの短期間しか引き延ばしできないことが明らかとなるや、ペンシルヴェニアのジョン・ディッキンソンのひきいる独立反対者は、いま一度戦術を切りかえた。かれらはいまや、独立が宣言される以前に、中央政府が創立されねばならぬと主張した。かれらは、1774年にギャロウェーが予言したように、もしそれが行なわれなければ、無政府状態の起こることを予言した。通商を規制し、西部土地を統制し、植民地間の内戦を阻止し、いつでも、勝手に振舞う自由があると思っているような人民一般になんらか処置がとれる中央政府があるべきだ〔と主張する〕。

このような人びとは中部諸邦で強力であったが、独立宣言は全邦一致でなければならなかっ

た。そこで、リチャード・ヘンリー・リーが6月7日に独立を提案した時、かれはまた連合の規約を立案する委員会の任命も提案したのである。独立に関する票決は3週間も遅れたが、連合案を作成する13人委員会はほとんど即時任命をみた。その委員長が、著名な独立反対者であり、中央政府創設の必要性の著名な代辯者であるジョン・ディッキンソンであった。6月7日のリーの独立提案がまとまってから〔7月2日〕わずか10日後の7月12日に、ジョン・ディッキンソンは連合規約草案を大陸会議に提出したのであった。

※ ※ ※ ※ ※

新しく独立した各邦には、合衆国中央政府形成の助けとなった多くの共通点があった。諸邦は、多くの地方的変差にかかわらず、共通の言語、共通の政治思想、共通の政治制度をもった。それにまた、諸邦はすべて1776年以前イギリスからの共通の圧迫をうけて來たし、いまや宣言した独立を成就する戦争行為に結束する、より強い圧力をうけていた。とりわけ、ほとんどすべての邦は、独立宣言以前から1787年の憲法批准後まで、権力と最終権威をもった中央政府を達成しようと、一貫してねばり強く努力した人びとを邦内にもつたのである。

アメリカの指導者の大半は、1776年にはある種の立憲的連合の必要性については一致した。だが、それがどんな種類の連合であるべきかについては大いに相違だったのである。各邦の人民は多くの共通点をもつ反面、社会機構、宗教、政治的態度において分裂させるものが多くあった。こうして、ニューイングランド人は、南部人は貴族主義的すぎると信じ込んだし、一方、多くの南部農園主たちは、かれらの考えるニューイングランドの危険な「民主的」考え、該地方の「帝国主義的」野心を恐れたのである。南部農園主と北部商人との経済的利益には明確な相違があった一方、商人たち自身が激しく競争したのである。各邦では潮水線地方と奥地地方との間に激烈な衝突があったし、将来もっと激しくなることが予想された。多くの邦

は境界線をめぐってきびしく対立し、1774年にはヴァージニア人とペンシルヴェニア人、さらにペンシルヴェニア住民とコネティカット住民との間に武力衝突が勃発したほどであった。1763年以後の植民地統一行動をかちとる試みできえも、アメリカ人の間で植民地相互の不信をつのらせていたのである。ボストン人はアメリカのはとんどいたるところで、偽善者、危険人物であると疑われた。ヴァージニアの隣邦は、ヴァージニアとその広大な領域と人口を恐れたりし、事実ヴァージニアが隣邦のすべてを併呑しはしないかと懸念したのである。

市民の自邦に対する愛着は深く、それは革命憲法における邦主権の宣言の中に表明されたのである。この地方的感情は、各植民地が別々に建設されて來たし、共通の伝統や経験にかかわらず別々に成長した事実の結果にも原因した。しかも、連邦憲法作成の時にいたるや、1763年以後のイギリスとの論議の全重量が、必然的に人びとの考えにのしかかったのである。その論議とは、なによりも、植民地立法議会は、個々別々に、外部からなんの干渉もうけずに、各植民地を統治する権利をもち、とくに唯一の課税権をもつということであった。この考えは、新聞、パンフレット、立法議会の決議によって、アメリカ人民の耳にたこができるほど述べられた。そこでアメリカ人の過半数が、たとえ、ずっと以前にはそうでなかったとしても、1776年までにそれを信ずるようになったとしても不思議ではあるまい。

これこそ、たしかに1763年以後頭角を現わした革命の民衆指導者大半の見解であった。かれらの闘争全体は、個々の植民地に対する本国議会の主権を否定することに集中されていた。そこで合衆国憲法を作成するに至った時、かれらの大半は合衆国内でのかかる主権の創出に一貫して反対したのである。一般にこれらの民衆指導者は独立戦争を勝利するのに十分な権力だけをもつ中央政府を望み、自邦またはその市民に干渉するような政府を望まなかつた。事実、かれらは邦に従属し、邦が支配する政府を望ん

だのである。

かれらの政治観を育んだものは、本国議会への反対闘争の経験ばかりでなく、政治権力の性質に関する政治思想や、政治権力の所有が人間精神に与える衝撃の考察にもよった。かれらはジェムズ・パロのようなイギリス文筆家の著書を読み、それに賛意を表した。パロの『政治論』(Political Disquisition) は、1775年フィラデルフィアで公刊されたが、大陸会議代表の大半が購売予約をしたのである。パロは主張する。「権力愛は生来のものである。それは飽くことを知らない。それは所有することで飽き飽きするのではなく、かえって所有をそそられるものである」と。アメリカの一著作家が、1776年春に同一の考えを述べているように、「万人は生来、権力を好むものであって、その所有を共有しようとしたいものである。支配欲は日々嵩じるものである。権力を行使すれば愛著が生じる。委任として付与されたにもかかわらず、それがすぐに権利として要求されるようになる。権力をもたない、温和で礼儀正しく、愛国的な市民も、最高の命令権を与えられる時、しばしばごう慢無礼な専制君主に堕してしまうのである。」

リチャード・ヘンリー・リーはこのことを要約して「短い任期と適当な俸給、および抑制されたうえで、どうしても必要な権限、これらが、公務員の公正さを保持し、人間精神を支配しやすい危険な野心から、社会を安全にするための有効な手段」であると主張した。サミュエル・アダムズも終身このことに衷心より同意していた。というのは、かれが「人類の自由が左右されることの大きい権力や影響力をもつ人びとすべてを、大いに警戒しなければならぬ…嫉妬こそ公的自由の最上の保証である」と信じたからである。

このような思想が閑つぶしの思索ではなくて、基本的信念であったことは、邦憲法の中に年次選挙や官職交替が強調されたことで証明された。これらの思想は、政治の役職にある人びとへの根本的不信、および権力がかれらに及ぼ

すと考えられる衝撃に関する根本的不信から生じた。メリーランドの権利章典が述べているように、「権力とか、委任とかをもつ第1級の行政諸部門に長期間在職することは、自由にとって危険である。それゆえ、それら諸部門における交替制は恒久的自由の最上の保証である。」

革命の世代における多くの指導者、およびそれ以上多数の追随者さえも明らかにこう信じた。ひとたび人びとに政治権力が与えられると必然的に独裁者となる傾向をもつ。それゆえ、憲法には抑制手段が規定されねばならない、と。このような感情が、有権者の直接支配からはなれた中央政府の創設に反対する強力な一原因であった。およそ成文憲法の歴史において、なにびともある6年間のうち、3年以上は合衆国の会議〔連合会議〕の代表者となりえないという、連合規約の規定ほど、顕著な〔中央政府による〕自己否定的規定はおそらくあるまい。

※ ※ ※ ※

1776年7月12日に大陸会議に提出された連邦憲法の第1草案〔連合規約〕は、その大部分が当時最も鋭敏な法律家の一人、ジョン・ディッキンソンの手になるものであった。その草案は多くのアメリカ人がいだく顕著な特色に真に向かって反抗しなかった。というのは、連合会議には課税権が与えられなかったからである。だが、この憲法草案は強力な中央政府創設への法的根拠を規定した。それは各邦に一つの権限——自邦の内政支配権——を保証したが、この権限の付与も連合規約に抵触しない限りという条件付であった。他方、連合会議に対しては、只一つの制度——郵便局を維持・運営する以外に、租税または賦課金を課すことができない——があっただけである。これら二つの事項は一般人にはとるに足りないように思われるかもしれない。だが、記憶すべきことは、それらを作ったのが秀れた才能をもつ法律家であり、その提出先には、用語の意味を自分たちの望みを達成するように解釈するのに、〔作成者に〕匹敵する才能をもつ法律家を多くふくんでいたことである。

だが、憲法草案のこの箇所がもつ重大さは、他にもっと明白な係争点があったために、最初のうちには明らかではなかった。大邦と小邦とは、「代表権」——すなわち、各邦が連合会議においてもつべき投票数——についてすぐさま争った。その代表の政治的意見がまちまちであったにせよ、大邦は、議決権を人口比例にすべきであると主張した。小邦は、この問題が最初に討議された1774年の第1回大陸会議で一致がみられたように、各邦が一票をもつことを主張した。この論争は激しく長びいたが、比較的小な邦が投票の過半数を簡単にしめ、結局、それらが勝利した。

第2の係争点は〔13邦〕共同費用の支払いをめぐってであった。ディッキンソン草案は、各邦がその人口に比例して費用を支払うように規定した。この規定は支払能力になんの関係もないものであった。多数の奴隸人口を擁する南部諸邦の代表は、奴隸を勘定に入れるべきでないと主張し、自分たちの人口は富の割合に比較して北部諸邦よりも多いと論じた。付与された土地の価値と、そこでの改良状態に従って、費用が分担されるべきである〔と提案した〕。ニューアイングランド諸邦出身の代表は、自分たちの土地の方が価値が高いと信じたので、人口を基礎にすることを要求し、奴隸が少なくとも白人と同じだけの富を生産することを証明するために、功妙な労働価値説を作りだした。この論争の結果は南部人の勝利に終った。つまり、付与され、改良された土地の価値に従って、費用を割り当てることになった。この規定は、費用の割り当てにさいし、北部植民地の商業的富が考慮の外におかれるようになったが、誰も、または少なくとも南部人が、このことに気づいたよう見えない。

ディッキンソン草案は、当時の最も激烈な係争点——西部土地の支配——を思いきって取り扱った。論争の原因は簡単であった。5邦——ペンシルヴェニア、メリーランド、ニュージャージー、デラウェア、ロードアイランド——はすべて明確な境界をもった。残りの諸邦は、

特許状を根拠に、「南海」まで広がる土地の請求権をもち、それらの請求権のうちで、ヴァージニアのものが最大であった。

18世紀は自由奔放な土地投機の世紀であって、事実上すべてのアメリカ人が、それで金をもうけようと望んだ。革命指導者の大半もまた、ひとたび戦争が終れば、戦時負債の支払いに未占有地を売却できるであろうと考えた。ヴァージニアはアレゲニー山脈の西部と北西部の土地全部を請求したから、戦時負債の邦分担金を容易に支払うことができようが、ペンシルヴェニアのように請求権をもたない邦は難儀するであろう。あるいは人びとがそう考えたのである。だが、これよりもっと重要なことは、ヴァージニアの土地投機業者は最上の土地をまっさきに乗取る機会に恵まれようが、ペンシルヴェニアやメリーランドの投機業者が、ヴァージニアから土地付与をうける機会はほとんどない、ということであった。ヴァージニア政府よりもっと強力な政府への訴えによって始めて、ペンシルヴェニアやメリーランドの投機業者は、約束された土地に入り込むことができるるのである。事実、1754年のオルバニー会議で、ペンシルヴェニアの最も熱心な土地投機業者の一人、ベンジャミン・フランクリンは、オルバニー案で規定される中央政府が、西部土地の支配権と各植民地の西部境界劃定権をもつべきことを提案していた。1763年以後、フランクリンとアメリカやイギリスにおけるかれの提携者とは、ヴァージニア特許状の境界から広大な土地を削減し、自分たちが領主となる植民地の樹立をイギリス政府に訴えていたのである。戦争勃発時には、この植民地の認可はおりるばかりになっていた。そのうえ、インディアンに関して裁判所の判決に適切な変更が幾つかなされたので、このような人びとはインディアン諸種族と幾つかの条約を結んで、ヴァージニア内で土地請求権を確立していた。1776年になると、もう一人のペンシルヴェニア人、ジョン・ディッキンソンは、大陸会議が各邦の領域を制限し、その境界を劃定し、土地請求権をめぐって対立する諸邦間の紛争を解

決する権限をもつように提案した。ヴァージニア人やその他土地請求権をもつ諸邦は怒って、この条項を最終草案から削除した。しかも、いかなる邦もその同意なくして、その領域を奪われないと謳った条項を、連合規約に付加したのである。

連合規約の批准を1781年3月まで留保させたのは、この係争点であった。ヴァージニア立法議会は、ペンシルヴェニアのベンジャミン・フランクリン、ロバート・モリス、ジェームズ・ウィルソン、メリーランドのサミュエル・チェイス、同邦キャロルトンのチャールズ・キャロル、トーマス・ジョンソン同邦知事のような著名人の土地請求権を無効と宣言した。これら投機業者は大陸会議に訴え、弁護士を雇って、主権はイギリス政府から大陸会議に帰属したから、ヴァージニアがどんな処置をとろうとも、会議が自由に土地を付与することができるという功妙な憲法論を作らせた。事実、至上権をもつ統一国家政府の創設を目的とした革命中の最も巧妙な法律上・立憲上の理論は、土地会社の弁護士から提出されたのである。

連合規約には〔13邦〕一致の批准が必要であったが、結局、メリーランドだけが拒否した。だが、ヴァージニアが、大陸会議にオハイオ川北西地域の投機的請求権をいっさい無効と宣言するよう注意深く要求したうえで、当該地域の請求権を会議に移譲した時、メリーランドでさえ、やむなく批准するようになった。

合衆国第1連邦憲法の創出を麻痺させるような係争点は主権の問題であり、しかもそれは中部諸邦の土地投機業者の利害をはるかに越えた問題であった。もっとも、かれらの多くもまた強力な中央集権政府理念を最も強力に支持した人びとではあった。ディッキンソン草案はこのような政府の基盤を規定した。なぜなら、この草案は各邦にその内政に関して条件付支配権だけを保証する一方、少なくとも総体的主権の点では、連合会議の権限になんら実際の制限を設けなかったからである。ディッキンソン草案のこの一面がもつ重大性は、1777年春にノース

カロライナのトマス・パーク博士によって始めて提起された。かれはそれがほとんど無制約的な権限をもつ中央政府の法的基礎を規定したと大陸会議に語ったからである。続いて起こった論争で、かれの主要な反対者となったのはペンシルヴェニアのジェームズ・ウィルソンであって、革命中、また1787年の憲法協議会において、さらに合衆国裁判所判事として、至上権をもつ中央政府理念を最も一貫して支持した一人であった。1776~1777年の間、ウィルソンは大陸会議代表として、会議がもっと権力を獲得できる基礎の上に先例を樹立しようと再三試みていたが、いつも敗れていた。今度は、かれはパークが提起した争点をばやかそうと試みたが、またもや失敗した。

パークは、〔草案によれば〕各邦に留保される唯一の権限がその内政支配権であるから、連合会議は暗々裡にそれ以外の権限すべてを要求できるのだと説明する。かれは全く正しかった。というのはこれこそ、まさしく幾人かの法律家が当時為そうと試みていたことであり、また、かれらが「黙示の諸権限」(implied powers) の原理を展開したことから分かるように、将来にわたって試み続けることになったものである。権力にある人物は信頼できないという考えにパークはまったく賛成したのである。かれの〔権力に関する〕公式は、つぎのとおりである。「いっさいの権力は、権力欲自体を増大させる不可抗的な傾向をもつものである。権力は、それが増すにつれて野心の情欲に増大する加速度を与える、この情欲は権力の充足度に比例して増大するものなのである」。連合会議でのこの権力欲を抑制するため、かれはディッキンソン草案に対し、その根本性格をくつがえす修正を提案し、11邦がそれに賛成投票した。連合規約第2条はつぎのように述べている。

「各邦は、その主権、自由、独立、および本規約の明文によって連合会議に委任されてないいっさいの権限、管轄権、権利を保有する。」

憲法上からいえば、この修正は、中央政府は明白に委任された諸権限をもつ政府であるこ

と、その他すべての事柄では、各邦が至上であることを保証した。アメリカ人がこの考えを保持していたことは、すでに大多数の邦憲法の権利章典に表明されていたが、しばらくして連合規約に対するパーク修正が1787年の合衆国憲法に対する修正第10条となった時に証明されたのである。

連合会議のもつ厳密な限定権力、および連合規約の純然たる連邦的性格にかかわらず、この文書は、1787年に憲法制定者がほとんどそっくり引き継ぐことになる多くの原則や規定をふくんでいた。しかも、いやしくも中央集権化ということへの強い反対を考慮に入れると、このことは注目すべき一覧表となる。

まず第1に、各邦の自由にかなり多くの制限があった。一邦の市民は移住するどの邦の市民の特権も保証された。逃亡犯罪者の一邦から他邦への引渡しが規定された。各邦は他のいかなる邦の司法手続きにも「十分な信頼と信用」とを与えるよう要求された。いかなる邦も連合会議の同意なしには、外国と同盟を締結できなかった。邦または合衆国に職を奉ずる者は、外国から贈物または称号をうけることはできず、連合会議と各邦による貴族の称号授与も禁止された。各邦は、合衆国がすでに締結した条約に抵触する関税を徴収してはならず、連合会議が必要と判断したものを除き、平時において軍艦または軍隊を維持できなかった。緊急の侵略の場合を除き、連合会議の同意なくして交戦することはできなかつたのである。

同時に、連合会議には、対外的・軍事的・内政的事項における一連の注目すべき権限と義務とを付与されたのである。それらは〔対外的には〕、宣戦講和の決定、外交使節の派遣と接受、条約の締結（ただし、連合会議が各邦に対し、その市民が外国で服している課税と同一の税を〔邦内の〕外国人に課すことを制限するような通商条約は除く）、公海上での掠奪や重罪行為を裁判する法廷の任命、海上での捕獲に関する紛争事件を裁く法廷の任命であった。

軍事事項では、連合会議は、合衆国に服務す

る陸軍の全士官（ただし、連隊付士官を除く）、海軍の全士官の任命権、陸海軍の作戦の指揮、海軍の創建と維持を行なう権限をもつた。

内政事項では、連合会議は、会議と各邦とが鋳造する貨幣の価値の規制、紙幣発行と借款、度量衡の確立、合衆国中の郵便局の設置とその規制、どの邦にも所属しないインディアン諸種族との通商規制、境界その他いっさいの問題に関する諸邦間の紛争を解決する最終提訴機関の設置、以上の諸権限をもつた。最重要権限の行使には、9邦の賛成票が要求される一方、重要度の低い事項は過半数によって決定することができた。

連合規約は、中央政府のためのぜい弱な基礎とは大いに異なる、より集権的な権威の発展に強固な基盤を準備したのである。連合会議に欠けていた権限とは別箇に金銭を調達し、通商を規制する権限だけであった。数年もたたないうちに、会議はその二つとも獲得するばかりになつた。この厳密に連邦的な政府の支持者がおかした政治上の大失策は、規約のどんな変更にも13邦一致の承認を必要としたことであった。連合規約の修正が比較的容易であったなら、それを1787～88年にとり代えることははるかに困難であつたろう。

**革命憲法制定の政治的結果** 1776年以前にはイギリス人が、その後には多くのアメリカ人が要求した集権的権力に対する急激な反撥が、独立戦争中に制定をみた邦や連邦の憲法に示された。アメリカ人が欲しようと欲しまいと、新国家に起こった政治上の結果は、民主主義的潜在力の増大であった。この増大はイギリスからの分離による必然的結果でもあったし、アメリカ憲法の制定者たちの理念やその理念を信奉する人びとの政治変革への要求によつたものでもあった。政府の古い形式が保持されたが、邦政府は以前には決してなかつたほど、有権者の多数者の意志に応えるようになった。これは政府諸部門内で権力の釣り合いが、理論でも実際でも、徹底的に移動した真の政治革命であった。

(1) 革命は理論面で完ぺきに行なわれた。なぜなら、国王特許状や委任状という形で上から権威を引き出してきた各政府が、下から——つまり人民から——権威を引き出す政府にとって代わられたのである。人民主権の理念は、それが実際にどれほど大きく妨げられようとも、決して二度と無視できない全能の理念となつたのである。

(2) 独立は、総督、立法議会の上院、裁判官、各邦におけるその他多くの官吏任免権をもつ、主権をもった中央政府——イギリス政府——を一掃した。立法を拒否し、〔植民地〕裁判所の訴訟を再審理し、経済活動を制限し命令する権力もまた消滅したのである。

(3) 主権をもった中央政府に代わって、厳密に委任され、限定された諸権限しかもたない政府が設置された。つまりそれは、公務員が邦立法議会によって選挙され、隨時罷免でき、連合会議における任期はある6年のうち3年に限定された政府であった。それは、いずれにしても、邦立法議会の行動を制限する権限をもたなかつた。消極的な意味で、それは民主的中央政府であった。というのは、1776~1789年の間、どの邦でも有権者が過半数を占めれば、外部または上級からの抑制をうけることなく、思いのままに行動できたからである。

(4) 各邦内で、任命制による立法・行政・司法各官僚の階層組織が廃止され、民選的官吏がこれに取って代わつた。つまり、権力をもたない知事や民選的上院、また立法議会が選任しないでも、今度は有権者の意志に応える知事が任命する裁判官がこれに代わつたのである。

(5) 選挙と官職就任に対する財産・宗教資格の廃止が始まった。ただし、革命中に始まつたこの過程が完成するまでには半世紀もかかった。

(6) 人口比例による代議制の理想が樹立され、実際に数邦において実現をみた。ただし、急速に移動する人口のために問題は今日まで残っている。

この政治革命が1776年以後の実際政治の点で

どういう意味があるかといえば、どの邦でも有権者の過半数が、ある案に同意して十分ねばり強く努力すればそれをいつも実現できる、ということであった。主権をもった邦とはまさしくそのようなものであった。かれらは、通商を規制し、保護関税を通じて産業を奨励し、課税方式を変更する法律を通過させることができたし、実施もした。1786年までに、農民が支払不能の負債問題に直面した7邦が負債者救済のためにある種の紙幣をいま一度採用していたし、また抵当流れを阻止する執行停止法(stay law)を通過させていたのである。

各邦で市民の絶対多数は土地所有農民であったから、この事態を「農本的民主主義」の勝利と記述するアメリカ人もいる。〔だが、〕どの邦にも、民主主義を革命が産みおとした害悪と考えた指導者たちがいた。かれらがどの邦でも見た害悪を抑制するため提案した救済策は、もつと強力な中央政府、やがて「統一国家政府」と呼ぶようになる政府を創設することであった。こうしない限り、邦立法議会の行動を抑制し、財産を保護することはできないのだ、と。かれらは、それに代わるものは無政府状態しかないと考えた。

**1776~1786年の統一国家政府理念** 民主主義への反対は公然たるものであった。それは私信にはもちろんのこと、新聞、パンフレット、それに詩にさえも表明された。18世紀後半には、民主主義に公然と反対し、しかも選挙に勝利することもまだ可能であった。ただし、そういう可能性は19世紀初頭以後間もなく消滅した。独立戦争当初から、人民の自治能力に信頼を寄せるないアメリカ人がおり、かれらは、権力に登つた「新人」やそれに従う「下層階級」を嫌悪と驚きの目で眺めた。かれらは植民地時代の社会的優越性の喪失、それら優越性の一部をなす自治権力の喪失を恐れた。こうした理由で、多くのアメリカの指導者が独立に反対したのであった。ただし、〔独立の〕選択を迫られた時、かれらの大多数は独立のため戦う決心をしたのであった。だが、かれらは時代の民主的 ideal には

賛成しなかった。その代わりに、かれらは古い社会的・政治的秩序に手をつけないでそれを維持しようとし、新指導者とその追随者が、家柄や財産では本来の社会において資格のない権力の座に登ることを嘆いたのである。

こうして、1775年にグヴァヌア・モリスは、軍隊の士官任命にさいし、ニューヨークの「名門」よりも「職人連中」が選ばれているのを嘲笑したのである。2年後に「新人」のジョージ・クリントンが、貴族主義的なフィリップ・スカイラーを破って、ニューヨークの初代民選知事となった時、スカイラーは、クリントンの「家柄や親戚から考えて、かれがそんなにめざましい出世をする資格がない…」ことを指摘した。ペンシルヴェニアでは、植民地時代の首席判事の息子ジェームズ・アレンは「愚民階級」の台頭に衝撃を受け、日記に「大衆の狂行〔を甘受するの〕は茶法に屈服するのとあまり違ひはない」と記した。ノースカロライナでは、サミュエル・ジョンソンが、紳士がもはや尊敬をもって遇せられないことを嘆き悲しんだし、一方、後の合衆国最高裁判所判事ジェームズ・アイドルは紳士階級を攻撃した人びとを非難する辛らつで風刺的な『一反乱者の信条』(Creed of a Rioter) を書いた。

メリーランドでは、あるプランターが1780年に、アメリカの苦難のすべては人民と新しい形態の政府によるものだと説明し、一つの主権の創出こそ唯一の解決法であると述べた。翌年ロードアイランドのヴァーナム将軍は民主政府の害悪を非難し、「人民の恣意的行為を抑える公権による抑制が弱すぎるので、人民の騒音を静めることができない…」と断言した。マサチューセッツでは、1782年にある商人が、財産は安全ではないと主張し、つぎのように誇張して尋ねた。「いったい、無政府状態や平民の専制政治から亡命に飛びたちたくない者がいようか」と。1784年、ニューイングランドの牧師ジェレミー・ベルクナップは、ほどなくあらゆる人びとが「民主政治…とは控え目にいっても…不便きわまるものだ…」と信ずるようになる

と主張した。「財産のある紳士」が「下層階級」に選挙で破れることが頻繁に起こったと同じ年にあるサウスカロライナ人は書いた。1786年マサチューセッツにシェイズ反乱が勃発した後で、教科書の著者であり、将来辞書の父となるノア・ウェブスターは、発行部数の多いある新聞の論文で、自分は「だんぜん、制限王政を選ぶであろう。なぜなら自分は大衆の無知よりも一人の人間の気ままに従うほうがましであるから」と言明した。翌年、ヘンリー・ノックス将軍は、「狂気の民主主義は人格からあらゆる道徳性や神性を一掃する。だから、理性、法律、愛国心がほとんどあらゆる立法議会から追い払われているのだ」と断言した。民主主義理念に対する極端な反対の立場を要約した人びとの内で、1788年につぎのように書いた退役士官の右に立てる者はおそらくいまい。

「人間の平等や人間性の尊厳を説く哲学は、虚栄だけに話しかけているのである。そして自分の考えでは、多数者は少数者のために作られており、理性よりも鞭の方がよく治められるという正反対の原理に、慰めは少ないけれど、無限の真理があるので。」

このような意見は誇張にすぎるかもしれないが、革命の政治的結果が自分たちと新国家にとって悪しきものであり、その唯一の解決法は、連合規約が規定するよりも、もっと強力な中央政府の創設になると痛感した人びとがアメリカにいたのである。このような人びとは、独立達成という問題に関する限り、革命主義者であったが、革命と多くの新邦憲法が産みおとした民主的理念を嫌ったのである。かれらは、邦立法議会が実行可能であり、年がたつにつれて実際に行なった事がさらに驚いた。そのうえ、かれらがかつて読んだ歴史書はすべて、共和制または民主制政府が不安定、無政府状態、混沌を意味することを証明したのである。〔なぜなら〕その政府は本来信頼に値しない人民の意志に左右されたからである、と。

このような人びとは、通商を規制し、この国で発行する貨幣の量と価値とを統制するに十分

強力な中央政府、独立に先立つ10年間に起こり、しかも1786年のシェイズ反乱となって再び勃発したような反乱を鎮圧するため、各邦内に介入できる政府を望んだのである。かれらは困窮した大衆の攻撃から富裕者の財産を保護する政府を欲したし、このような保護の必要性は歴史の示すところであると信じた。

これらの人びとは1776年以後取るべき二つの道をもった。〔その一つは〕新邦政府の支配を企てるのことであったし、多くの邦でめざましい成功を収めた。ただし、失敗した邦もあった。だが、一邦の支配〔だけで〕は、立法部の年次改選と過半数に対するなんらの抑制もなかったため、不安定な事柄であった。もう一つの道は、1776年以前にイギリス政府が施行していた機能の多くを遂行できる中央政府を創設することであった。かれらは、ギャロウェーが第1回大陸会議に自分の連合案を提出した1774年以来ずっと、このような政府の必要性を力説していた。ジョン・ディッキンソンは1776年かれの連合規約草案においてその実現を企てていた。戦争中でも、大陸会議代表の中には、会議にもっと権力を産み出す先例を開こうと試みた者もあった。だが、ちょうどディッキンソンの草案と同じように、このような努力もことごとく鋭敏な反対者によって、打ち破られたのである。

連合規約が1781年春に批准されるやいなや、著名な3人のナショナリスト、ジェームズ・マディソン、ジェームズ・デュアーン、ジェームズ・ヴァーナムからなる委員会が、規約施行法案を提案するために任命された。かれらは、連合会議にもっと権限が与えられるよう、即刻要求した。かれらは、会議が戦時における財産の徴収、徴税官の任命、〔分担金〕滞納邦の財産差し押え、その他が認められるよう提案した。だが、このような考えは簡単に葬りさられた。連合規約に対する諸修正案も提案された。1781年に連合会議は、いっさいの輸入商品に5パーセントの関税徴収権を会議に与えるよう提案した。12邦が当時〔直面した財政上の〕苦境のために間もなく同意したが、ロードアイランド

は、これが中央政府の性格を変更し、自由を危くするとの理由で拒否した。とどのつまり、ヴァージニアもこれに同調し、この目ろみは瓦解したのである。

強力な中央政府を望み、1780年から1783年まで〔大陸＝連合〕会議を支配した人びとの幾人かは、ひじょうに絶望的となり、かれらは戦争が成功裡に終ろうとしていた1783年春に、軍事クーデターをたくらんだほどであった。1780年以来ずっと、かれらが用いた最強の主張は、〔大陸＝連合〕会議により広汎な権限を与えなければ、戦争に勝利することはできない、というのであったが、いまや戦争はともかく勝利を收めつつあった。かれらは考えうる合法的手段——〔法〕解釈、〔規約〕修正、各邦に圧力をかけるため公債所有者への訴え——を試みたが、すべて失敗してしまったのである。

かれらは自暴自棄になって行動した。かれらは、ハドソン河畔ニューバーグ〔駐屯の〕ワシントン軍の士官多数が不満をいだいているのを知った。士官たちは遡及的給与や、紙幣下落による損失を償う金を望んだし、ボーナスや約束された土地下付を欲した。士官の代表団が、1783年1月にフィラデルフィアに到着した時、かれらは連合会議の代表幾人かによってわきへ連れて行かれ、公債所有者と軍隊とを結束させる計画への参加を説得された。その筋書きは簡単であった。軍隊は戦争が続ければ、戦闘を拒否し、講和が結ばれれば、解散を拒否することになっていた。グヴァヌアー・モ里斯がノックス将軍あての手紙で述べているように、軍隊は各邦立法議会に圧力をかけることができる。そして軍隊がその陣地を奪ってしまった後は、「公債所有者が貴下のためにその陣地を守るであろう」と。グヴァヌアー・モ里斯に加えて、ロバート・モ里斯、アレクサンダー・ハミルトン、ノックス将軍、ゲイツ将軍、マクドゥガル将軍、その他群小の人びとも関係していた。

このような計画の鍵を握ったのは、もちろん、ジョージ・ワシントンであった。もし、かれが同調したなら、この計画は成功したであろ

うし、 そうでなければ確実に失敗するであろう。連合会議代表であるハミルトンは、この企てにごく間接にしか関係しなかったが、ワシントンを同意させようとつとめた。かれは、軍隊が蜂起するかもしれないこと、そうなれば、ワシントンが責任を取ってほしいとほのめかした。ワシントンは、軍隊よりも政治家のほうがもっと不満をいだいていると思うと答えたが、舞台裏で進行中のことをかれが知っていたふしはない。

ついで1783年3月中旬に、匿名の回状がニューパーク駐屯地の士官に送られ、戦争が継続すれば、戦闘を拒否し、講和が宣言されれば、武器を置くことを拒否するように訴えられた。ワシントンは出席を求められた公開の会合に姿を出し、劇的な演説でこの陰謀を打ち破った。というのは、かれとかれに忠実な士官たちなしではどうしようもなかったからである。ほとんど同時に、講和仮条約締結の知らせが届いた。この知らせを兵士たちに秘密にしておくよう試みられたけれど、それが洩れ、兵士たちは賜暇の恩典をうけないで帰郷した。数週間以内に、たった数百人の士官だけが軍隊なしに残されたのであった。

ワシントンの行動は、当時の多くの人びとが歴史の教訓と信じたもの、つまり、勝利した戦争の終りには、軍事的英雄がしばしば武力をもって政府を乗っとり、名称はともかく、実質上の独裁者となることをもの見事にくつがえしたものであった。ワシントンの行動は、かれに関する限り、また結局この国に関する限り、政治上の変革は軍事行動でなく、政治活動で行なわれるべきことを意味した。もちろん、アレクサンダー・ハミルトンが1794年のウィスキーリー反乱の時に示した行動や、1798年に對仏宣戦を行ない、その戦争をジェファソン民主主義者の湧き起こる反対を粉碎する口実に用いようと望んだことから分かるように、軍事力の行使という考えにいぜんしがみついていた人も少數はいた。だが、ハミルトンやかれのように感じていた人びとは、思い通りにはならなかつた。たい

ていの場合、重大な決定や大変革は、それがどれほど困難であろうと、政治活動によって行なわねばならないのがつねであった。

※ ※ ※ ※

戦争中、政府を強化する努力にことごとく失敗し、またクーデターという絶望的な賭けにも失敗したが、強力な中央政府樹立の提案者たちは、中央政府に権力を付加する試みを続けた。かれらは、いまいちど、今度は期限付きで輸入税を課す権限を、連合会議に与えるよう各邦に同意させようと試みた。かれらは、通商規制権を連合会議に与えることに各邦を同意させようと試みたが、失敗した。なぜなら、南部農園主がその生産物を世界市場に運ぶため、できる限り自由貿易、それゆえ低い輸送費を望んだからであった。運送業をアメリカ人に限定することは、運賃を引き上げようとする北部の船主に独自権を与えることになり、農園主にはなんらの関係がなくなるからである。

だが、統一国家創設案への反対はもっと根強く、ナショナリストたちはそれらを打破するのに苦労した。1781～1784年、財務総監であったロバート・モ里斯はかれら公認の指導者であった。かれは反対派を公然と嘲笑し、憲法上の制約や手続きにがまんがならなかつた。こうした事実や、1789年以後の連邦主義者の計画をその細部までも予告したかれの計画のために、その窮屈目標では一致した多くの人びとさえもかれは敵に廻すことになり、〔一方〕1776年の政治理想を固守した革命指導者の側には恐慌をもたらした。ジョージ・メーソンは1783年のフェアファックス〔郡〕訓令書を書いて、モ里斯とその同盟者に真っ向うから挑戦した。〔連合会議のヴァージニア邦〕代表は邦主権に対するいかなる侵害や、連合規約に明文として委託されていない権限を会議が僭取することに抵抗するよう訓令された。しばらくして、リチャード・ヘンリー・リーは、連合会議にもっと権限を与えるよう要求する人びと、「人類の諸権利を保護し、えん護するよう工夫された垣根を全部取り払うまでは」おさまらない人びとに挑戦した。そして、かれは「権力はその所有者の精神を毒し、

権力を抑制するかせを取り除く手助けをするのだ」という革命原理をいま一度反復したのであった。

あらゆる段階で反対に直面したナショナリストは、現存政府に権力を付加するという試みを次第に放棄し、<sup>コンヴェンション</sup>協議会〔開催〕という考えに転じた。そうすることで、かれらは、革命の指導者が非合法・非立憲的機関の機能を通して植民地を独立戦争にもって行った方法を採択しようとしたのである。

事実、1780年このかた、私信や邦立法議会、そして新聞において、ほとんど毎年のように協議会〔開催〕の提案が見られた。こうして1780年には、ハミルトンは強力な政府を創設し、それを立法議会または人民にはかることなく採択し、必要とあれば、武力を行使しても実施に移すような協議会を示唆した。同年に、コネティカットのハートフォードで開かれたある協議会は、連合会議に強制権が与えられることを主張したし、非公式にはワシントンを独裁官に任命し、各邦には副独裁官をおく必要性が話し合われた。ワシントンが1783年に軍隊を去った時、かれは各邦に回状を送って中央政府の権力を増大させることを訴えた。だが、この訴えも1783年における幾つかの協議会開催提案とともに効果はなかった。翌年再び、連合規約改訂の協議会開催が必要であるとの話がでたし、その翌年には、マサチューセッツ立法議会が通商規制を検討する協議会の召集を連合会議に力説したが、マサチューセッツ代表はこの提案の提出を拒否した。その代表たちは、協議会理念にとりつかれ、それを用いて連合規約が創設した政治機構を破壊せんとする一団のあることを警告したのである。

1786年1月、ヴァジニア立法議会は、やがて協議会の開催に行きつくような措置を取った。ジェームズ・マディソンとその同調者は、通商規制に関する諸事項を討議するため、メリーランドのアナポリスで開く会合に各邦が代表者を送るよう招請することを、邦立法議会に勧告した。この招請にが引き起こした疑惑は相当大き

く、それは通商の「全邦的」規制を望んだニューアイランダ商人の間でとくに大きかった。今までこのような権限を連合会議に付与するのを阻止していた南部商人が今になって真面目になることができるかと、かれらが疑ったからである。事実、かれらは選出された代表者の顔ぶれを眺めた時、「政治上のたくらみ」がまとわりついていると疑ったのであった。

5邦から12人〔の代表〕が、1786年9月にアナポリスに姿を見せたにすぎなかつたが、その中にはマディソン、エドモンド・ランドルフ・ヴァジニア知事、アレクサンダー・ハミルトン、ジョン・ディッキンソンがいた。この集団は2日たつて一つの報告書を作成し、それで解散した。連合会議と邦全部に提出されたこの報告書は、通商規制はきわめて広汎な性質をもつから、それを連邦政府に付与するには、連邦体制の諸分野にわたって別の調整をしなければ不可能である、と宣言した。それゆえ、この報告書は、合衆国の諸情勢を検討し、「連邦政府の憲法を連合の緊急事態に適合させるため…」いっそ詳細な法的規定を案出するために、来春フィラデルフィアで会合する代表を各邦が任命すべきことを示唆したのである。

ニューヨーク駐在のフランス公使はこの報告書の翻訳をフランスに送付し、これにはアナポリス協議会の目的を人民一般に隠すため、「果しのない冗舌や不明瞭な用語」がふくまれているが、商人や「紳士たち」のようなもっと物わかりのよい市民なら、きっとそれを活用するであろう、と述べた。かれは述べた。人民は再三説得をうけたにもかかわらず、中央政府の権力を少しでも増大させるのに抵抗して来た、と。〔だが〕いまや、商業上の困窮のために、人民たちは、指導者が心中にいだく計画を悟らないで変革に同意するかもしれない、と。

この公使の見解の当否はさておき、一般的の反応はほとんどなかつた。より強力な政府を望んだ人びとのうちかなり多くは、連合規約に定められた手続きは守らなくてはならないと、いぜん信じた。これはジョン・アダムズやジョン・

ジェイその他の意見であった。連合会議が秋に開かれた時、それはアナポリス協議会の報告書についてなんらの措置もとらなかった。マサチューセッツ代表団はとくに反対し、どんな修正案も会議において発議され、連合規約が規定しているように邦全部によって承認されるべきだと主張した。ヴァージニア代表団は、連合会議がこの報告書を承認し、協議会の召集状を発行するよう主張したが、敗北した。代表団はアナポリス協議会の提案も、以前の諸提案と同じように失敗するかのように考えた。3邦つまりヴァージニア、ペンシルヴェニア、ニュージャージーだけが、連合会議の措置を待たないで代表団を選任した。これらの邦はアナポリスで最も強力に意見を反映させていた邦であった。残りの邦はこの召集を無視したか、マサチューセッツのようにそれを拒否した。

だが、連合会議が〔協議会召集の〕措置を拒否しつつあったまさにその時、アメリカ中くまなく与論を驚かくさせる嵐がマサチューセッツに起りつつあり、それが協議会〔开催〕を可能にしたのである。その嵐は少なくとも、一群の重要人物を積極行動に奮起させるほど十分な驚きをかれらに与えた。シェイズ反乱として知られるこの事件は、マサチューセッツ立法議会の課税政策、抵当農地の処分や負債人民の投獄における邦裁判所の苛酷な処置に対するマサチューセッツ奥地農民の蜂起であった。農民たちは結束して、必要な時には力づくで法廷を閉鎖した。ついで自衛のために武器を取った。邦東部の商人たちは軍隊を雇うために政府に金を用立て、その軍隊は西部に進撃し、まもなく農民たちを逃亡させた。反乱はこんな具合に1787年2月までには終了していた。だが、その影響はそれで終らなかった。

1787年1月、連合会議が再開された時、会議が協議会を召集するか否かが、いぜん問題となつた。会議が召集しない協議会は非合法であるとか、既定の修正手続きを守らない協議会は非合法であると考えた人びとがいぜん連合会議にはいた。だから、会議は南部諸邦全部が代表を

選出し終った2月中旬まで長びき、その時までに、ジョージ・ワシントンが前年秋に選出されていたヴァージニア代表団を主宰することが十分知れわたっていた。会議は2月21日ついに行動に移り、5月の第2月曜日フィラデルフィアで協議会を開く旨の召集状を発した。それは、

「連合規約を改定すること、政府の緊急事態と連合の保持に連合憲法を適合させ、会議で一致をみ、各邦の確認によって発効する 規約変更と諸規定とを、会議と各邦立法議会とに報告すること、を唯一、明白な目的」としたのである。

連合会議は、公式には少なくとも、協議会がその仕事を終了した後に、上の文書で規定した方法で、連合規約を改定することを予期したのである。もし、政治革命が前途に横たわっていることに連合会議代表たちが気付いていたならかれらは協議会を承認しなかったであろう。だが、政治機構においても、またそれを運営する手段においても、このような革命が計画されつつあり、この協議会を支配することになる人びとは、協議会が1787年5月にフィラデルフィアで開催される以前に、その大綱について一致をみていたのである、

**1787年の協議会への計画** 1786年までに、合衆国政府にはもっと権力を必要とするという一般的的一致が、大ていのアメリカ指導者の間にあった。この問題は、1780年の戦争の最悪期以来ずっと、新聞やパンフレット、それに〔大陸=連合〕会議や邦立法議会で議論されて來た。連合規約が規定した連邦体制の支持者さえも、会議には少なくとも各邦から独立した通商規制権や徵税権が必要であることには賛成していた。だが、サミュエル・アダムズ、リチャード・ヘンリー・リー、ジョージ・クリントン、サミュエル・プライアンのような人びとはこれに用心深かかった。かれらは種々の協議会の提唱に疑惑をいだいた。というのは、かれらはそれが政治革命の達成に利用されるのではないかと恐れたからである。かれらは連合規約が明記した憲法上の手続き、つまり連合会議による修正案の発議と全邦一致の採択とを選んだ。ジョン・

ジェイのような幾人かの強力なナショナリストたちでさえ、これこそ変革を達成する適切な方法であることを信じた。にもかかわらず、これらの人びとは誰一人として、とくに連合会議が協議会を連合規約の改訂・修正に限定するという公式の招請状を発して後は、1787年の憲法協議会〔の開催〕に驚いたように思われない。

憲法協議会を支配することになる人びとは古い手続きに従うつもりはなかった。かれらは1781年以来ずっとそれを試みては、失敗して來たのである。1786年までにかれらは、旧政府を放棄し、その代わりに新政府を備えよう、それも違った方法でやろうと決心するに至った。かれらは、荒療治を必要とする「危機」が身近かにあることを論じた。かれらは、王政の危険、合衆国が2～3の連邦体に分裂する危険、連合会議の「せい弱さ」、アメリカの通商の窮状について大いに語った。この点で、かれらは政治変革の達成を望むいつの時代の人びとにも似ていた。かれらのうちで、自分たちの非難の正しさを信じた者が明らかに多かったが、信じなかつた者もいたし、多くの敵もそう信じなかつたのである。

この非難の当否はさておき、ナショナリストの指導者は邦立法議会への従属、それによる支配から免がれた中央政府、各邦とその市民とと共に支配する権限をもつ対照的な中央政府の創設を望んだ。そのうえ、かれらは現存政府の内部機構の放棄を提案した。邦連合下の一院制会議は立法権ならびに行政・司法権行使する本質的に議会的機関であった。外務、陸軍、財政の各長官は会議によって任命され、会議に責任をもち、会議によって隨時罷免された。1787年の憲法協議会を計画した人びとは、この「議会的」政府を、独立した立法・行政・司法各部門をもち、それぞれ独立し、互に抑制作用をもつ「均衡のとれた」政府と考えられるものに取り代えねばならない、と確信した。こうして、ワシントンが1786～87年の冬の間に友人たちに新政府に関する意見を求めた時、かれはきわめてよく似た回答を受け取ったのである。外務長

官として連合会議にひどく腹を立てていたジョン・ジェイは、現存の会議にこれ以上の権力を与えるべきでないと確信した。このような大きな機関では秘密が守られないし、責任の所在が明確にされないといった。連合会議は立法権をもつべきだが、行政権をもつべきでない。独立した行政部、ならびに司法部がなくてはならない、と。〔政治〕機構に関して、ジェイは、会議は毎年選挙される下院と、終身任期の任命制の上院とに分割されるべきだと示唆した。かれは王政には反対であったが、裁判官の顧問団と共に、会議の法律に拒否権をもつ行政長官を望んだ。とにかく、かれは、かれのいう「厳密に民主主義的でない」「われわれの習慣や環境」にふさわしい政府を望んだのである。各邦に関しては、その権限はきびしく制限されねばならない。各邦は内政上の目的に限り権限を保持すべきであって、各邦の文武官全部は「統一国家政府」によって任免されねばならない、というのである。

陸軍長官ヘンリー・ノックス将軍は、シェイズの徒を金持の財産の分割に専心する「水平派」と描写して警鐘をかき鳴らすのに大わらわになっていたが、かれがワシントンのための「粗案」と呼ぶものを示した。〔それによると〕1～3年任期で選ばれる下院、5～7年任期の上院、7年任期で両院が選出し、弾がい以外は罷免されない行政長官、その行政長官が選び、弾がいに服す以外は、罪過なき限り在職する司法部が存在しなければならなかつた。権力〔の範囲〕については、中央政府の法律を各邦が遵奉すべきであり、「その目的を維持するため、必要あれば軍隊をもって強制される…」べきであった。

ノックスの考えは、これまで奔放であった邦立法議会の多数者支配を制禦することに専心した一団の人びとの考え方であった。かれらにとてこれは自由奔放となつた民主主義を意味した。ノックスが述べているように、「狂気の民主主義は人格からあらゆる道徳的・神的特質を一掃するのである。だから、理性・法・愛国心

がほとんどあらゆる立法議会から消滅しているのである。」少し後になって、かれは「邦体制はわれわれが一国民であることを妨げる呪うべきものである…邪惡な邦政府はアメリカの名を長い間汚す堕落の源泉である…神と人民の名において邦政府を打ち破れ」と憲法協議会の代表に語った。

ジェームズ・マディソンは、ノックスのような極論家よりも、協議会で支配的となる意見をはるかに代表した人物であった。ただし、かれも中央政府の機構が変更されるべきこと、各邦がそれに服属すべきことには一致した。かれは、連合規約下の会議のような単一機関に立法・行政・司法の権限を付与することに反対であった。「主権を構成する三大部門」は分立しなければならないし、相互に抑制するよう確立されねばならない。同時に、統一国家立法議会は、邦立法議会の法律を拒否する権限をもつべきであり、各邦は人口に比例した代表権をもつべきであり、どんな新憲法も人民によって批准されるべきで、邦立法議会によってはならない、と宣言した。ヴァジニアのエドモンド・ランドルフ知事が、憲法協議会に連合規約を保持することを提案した時、マディソンは、自分は連合会議の規約改訂・修正要求にかかわらず、規約放棄に賛成であることを明らかにした。かれは、各邦の独立は「主権強化の理念とまったく両立しない」と主張した。しかし、かれは各邦を完全に廃止し、单一共和国の樹立を望んだ極論家と同調することを拒んだ。マディソンは大した政治思想家であり、また大した現実政治家であった。かれは、最高の「国家権威」を支持し、一方で、地方機関が副次的に役立つ限り、それを有効に残すある「中間領域」を発見しようとした。

憲法協議会が開かれる前に、その最終成果を具体化することになる人びとの小集団は、ある広義の一般的原則で一致をみたことは明白である。

(1) 独立・主権の各邦が支配する厳密に連邦的な政治機構は、政治単位としての各邦の行動

ならびに個人としての各邦の市民の行動を支配する権限をもつ「統一国家政府」をもって置き代えねばならない。つまり、各邦の主権は中央政府に委譲されねばならぬということであった。

(2) 中央政府の機構 それ自体も、二院制立法議会と独立した行政部、司法部をもって置き代えられねばならない。

(3) 中央政府において各邦間の平等という古い原則は、人口比例による代議制をもって置き代えられねばならない。

大まかな目的は明白であったが、それを達成する方法について確實さが大いに欠けていたし、果して達成できるかについても疑惑があった。憲法協議会が開かれた時、その代表たちは、中央政府がもっと権限をもつべきことには皆一致したが、人びとの意見は、各邦の廃止、または完全な従属を要求した人びとから、連合規約が規定したような各邦の平等と独立の保持を要求した人びとまでさまざまであった。選挙の方法、官職の任期等々のような細部に関して果しない議論がかわされることになった。大邦と小邦間、北部諸邦と南部諸邦間の古い争いもしばしば舞台の中心を占めたし、妥協が必要であった。だが、もっと強力で、別な新中央政府の創設という窮屈目標は、この協議会を計画し、その仕事の指導に全力をつくした人びとの視野からその目標を達成し了えるまで、決して去ることはなかった。

憲法協議会が開催される前に、計画はまた全く違った段階でも進行した。新憲法の提案者は、実際家として、その作成のあつかいにはどのように採択するかに关心をもった。それは反対をうけるであろうし、連合規約による手続きをふめば、批准は、不可能ではないにしても、困難となることをかれらは知っていた。1781年來の経験に照して、全邦一致をえることが絶対不可能であるように思われた。ロードアイラードが一邦だけで1781年の関税修正を妨害していたし、1786年になってニューヨークが、1783年の収入案の全邦一致を阻止していたのである。

マディソンは、新憲法が人民によって批准されるべきだといったが、それをどうして果しうるであろうか。この問題を自問した人にマサチューセッツ商人で、連合会議前代表であったステファン・ヒギンソンがいた。そしてかれは1786～87年冬に、採用すべき方法を提案したのである。

立憲的形式と権限において革命を達成するため、邦立法議会〔の手〕をくぐり抜ける方法を考えたことから分かるように、かれは、政治理論ではなく、政治の現実に関心をいだいた。かれの選んだ方法とは、憲法協議会で9邦が承認するや、直ちに憲法が発効するという方法であった。かれはこの点までは重要決定には9邦の承認を必要とした連合規約をうけ入れたが、これ以上進む気持はなかった。〔しかし、〕憲法協議会自体が有効な措置をとらなかったので、つぎにかれの選んだ方法は、連合会議における9邦による承認ということであったが、これは会議が各邦を代表する以上、不可能であると感じた。なんといっても、邦立法議会に批准を委ねるべきではなかった。なぜなら、このことは「人民一般に訴えるのとほとんど同様に、目的を危険にさらすことになる」からであった。〔そこで、〕唯一で解決法は各邦で特別協議会を召集し、批准に必要な9邦の承認をえることであった。かれは、このような協議会はこれ以外に邦政治に参加できず、会議の代表にもなれない人びとをひきつけるであろうと主張した。若干の邦協議会が提案された憲法案を拒否しても、これらの邦は変革には賛成したのである、なんとなればその邦は協議会を召集したからである、という「法」理論さえかれはあみ出したのである。この方法でやれば、邦が〔憲法に〕同意を〔与えたという事実〕を知らないでも、同意を与える意図がなくても、若干の邦の同意さえられることができよう。だが、「とにかく、批准を獲ちて、通告された憲法が連合会議によって批准されれば、少数者がその時に叫んでみても、不平を鳴らしてみても無駄であろう」と述べた。

ヒギンソンは何か手をうつことを望んだ実際家の典型であった。かれは強力な政府樹立以外に、政体について思い悩まなかった。この実際性への配慮が憲法協議会自体の代表選出にまで及んだ。たとえば、もしジョージ・ワシントンが出席するなら、他のどんな要因にもまして、会議の結果の承認をえるに役立つことで一致した。ワシントンは1786年秋にヴァージニア代表に選出されていたが、出席の気が進まなかった。かれは引退したかったし、健康もすぐれなかった。かれは1787年5月フィラデルフィアで開かれるシンシナティ協会 (Society of Cincinnati) [1783年創設。復員士官の爱国的・慈善的団体。] の会長であったが、欠席の決心をしており、もし自分が憲法協議会に行けば、仲間の士官たちが気を悪くするであろうと感じた。しかし、かれが手紙で友人に助言を求めたところ、大半はワシントンの出席が不可欠であり、かれが協議会議長となるように主張した。こうして、ノックスはかれに宛て「貴下の出席はこの集会に全国家的様相を与えるであろう。それが他のどんな情況にもまして、協議会の提案に同意を導くであろう」と書いた。後の手紙ではノックスはもっと露骨にさえ述べた。憲法協議会こそが平和裡に変革を達成する唯一の道である、と。もしそれが行なわれねば、「われわれは救済のため陰謀と暴力とに目を向けることになろう。貴下がこの協議会に出席しなければ、貴下を動かすには暴力が最もふさわしい方法となることが、中傷や悪意によってほのめかされるかもしれない」と。

他の人びとも同一の事をはっきり述べたので、ワシントンはショックを受けた。この主張は効果があった。というのは、かれがノックスの手紙を受け取る以前でさえ、かれは一友人に、「最近以前の何にもましてわづらわしいある考えが心に浸透している。それは自分の欠席が共和主義への暗黙の怠慢と考えられはしないかということである」と書いた。結局、ワシントンは出席する決心をした。そこでこの計画者の幾人かは第2の考え方をいだき始めた。〔それは〕

この会合の結末についてなんらかの判断が下されるまで、かれは出席を延ばすべきではないか〔という考えである。〕マディソンはヴァージニアのランドルフ知事にこの問題を質し、「かれが月たらずの仕事に参加することを友人たちの誰も望むべきでない」と付言した。この言葉がヒントであったとしても、ランドルフはそれを取らなかった。というのは、かれもまた当時の誰も、国父の絶対的な尊厳さをおかして、かれにフィラデルフィアへの到着を遅らせるよう

示唆する勇気をもたなかったからである。とりわけかれらが大へん苦労してワシントンの出席を説得した後ではなおさらであった。ワシントンは出席し、憲法協議会の議長となった。そして会議が終了するや、かれが合衆国憲法を支持したこととは、大半のアメリカ人の目にはワシントンよりはるかに低い地位と映じた幾百人の人びとの著作や演説と同様に、いな、それ以上に、憲法の承認に役立ったのであった。

## 訳者あとがき

ここに訳出した「アメリカ連邦制度の諸起源」(*The Origins of Federalism in the United States*)は、ウィスコンシン大学メリル・ジェンセン(Merrill Jensen)教授が、1961年5月26日～27日、アメリカン・インスティテュートの名称で呼ばれる同志社大学アメリカ研究所主催の連続講義で行なった原稿である。訳出にあたっては、講義の録音テープ、ならびに教授の近著、「アメリカ憲法の形成」(*The Making of the American Constitution, 1964*)に圧縮して収録されている該当箇所(p. 7～38)をあわせて参照した。

本講義は、学究生活をアメリカ革命史一筋に捧げ、いまや斯界の第一人者、一方の旗頭である教授の完成間近いアメリア建国史論を窺うのに貴重であると考えられるので、多少遅きに失した感もあるが、ここに訳載する次第である。

ジェンセン史学の性格やその業績の中で、本講義を多少とも解説するのが、この「あとがき」の目的であるが、それには、まず、教授の主張を要約することから始めなければならない。

全般的にみれば、教授は、アメリカ革命の中から生まれた連邦制度の背景として、植民地時代、とくに18世紀アメリカの政治理念・政治制度の理解に主眼点をおき、それらの諸要素を少なくとも17世紀にまでさかのぼって考察しようとしている。アメリカ連邦制度の解明を、独立戦争の終結から憲法制定協議会開催の4年間(1783～1787年)に限定する従来の通念に対し、教授は革命史、さらに植民地時代史の全体から、合衆国憲法の制定——連邦制度——を把握しようとするのである。その場合、革命期に出現した種々の政治理念や政治制度は、イギリスの遺産から発し、それがアメ

リカの土壤にどのように発芽し、生育して行ったかが強調される。注意すべきことは、それが理念や制度の単なる観念的受容や自己展開、無条件的な規定性を意味するのではない。むしろ、基調としては、イギリス本国対植民地人、植民地内部の諸階級間の緊張や闘争の展開過程で、理念や制度がどのように継承・発展させられ、現実的な社会勢力として具体化していくかを解明しているのである。後述するように、多少修正をソーシャル・アンド・コみた教授の革命観の中に一貫してかれの「社会的システムイデオロギカル・ヒストリ憲政史」の立場が堅持されているのである。

教授は、まず17世紀革命期のイギリスから継承した憲政上の遺産である「イギリス人としての権利」、「議員としての権利」が植民地人の権利として、植民地の各特許状に保証され、定着をみたことを指摘する。つぎに、イギリス宗教改革に対する反教会信徒の宗教・教会理念、その右派の国家教会、左派の自発的契約の理念がアメリカへ移植され、とくに後者が国家論にまで拡大され、ロージャー・ウィリアムズに指導されたロード・アイランドにおけるように、人民主権、民主政府概念にまで到達するという(これが独立宣言において復活する)。

このような諸理念が、具体化したのはそれを育くむ現実的地域が存在したためであって、とくに植民地における民選的立法議会の確立のもつ意義が大きい。それが国王や領主の任命する総督や参議会に対抗して、本国議会がかつて戦い取った同一の権限——課税・立法権——をもって、18世紀中ごろまでに内政に関する実質上の自治を獲得するに至るのである。

だが、この植民地の自治権獲得の過程で、植民地議会を支配した東部海岸のアメリカ的貴族階級の形成と、西部奥地農民との対立・抗争という矛盾が発展し、激化して行った。独立宣言に先立つ15年間、さら

に戦中・戦後を通じて、両者の社会闘争が、各邦憲法、連合規約(第1憲法)、合衆国憲法(第2憲法)の制定にあたり衝撃を与えた、その主体的形成力となつたのである。

連邦制度は実はイギリスの植民地統治体制そのものに祖型をもつものである。王政復古後、多年にわたって展開されたイギリスの統治理念や機構は、中央集権化を目指す「単一帝国」のそれであった。それは経済政策では、通商航海条例、植民地製造工業の抑制、通貨政策に具体化したし、行政機構としては、国王、枢密院、商務院を中心に、その下に老大で重複し、混乱した官僚機構が樹立された。政策としては、植民地の王領化政策、総督に対する行政訓令書の交付、植民地議会立法に対する枢密院による審査・拒否の制度、植民地裁判所に対する枢密院の上級裁判所としての機能など、集権的体制がとられた。

こうした「単一帝国」理念・機構も、その実体は実質上の内政自治権をもつ植民地の緩やかな連合体、つまり「連邦的」帝国であった。それには老大で非能率的な官僚機構と跛行的な植民地政策の展開、18世紀イギリス政治家のいわゆる「有益な怠慢」に助けられたこともあづかって力があった。イギリスがこの理念・機構と現実との背離を改め、名実ともに「単一帝国」の実現を精力的に試みたのが7年戦争後であって、これに対するアメリカ人の解答が独立戦争であった。

独立戦争の原因や係争点は、経済・社会・心理・個人のあらゆるレベルにおいて、複雑で交錯しているが、両者の憲法・政治理念に関する限り、その係争点は単純明快である。1763~76年、本国と植民地間の革命論争は、英帝国の憲法(構成)をめぐり、本国議会の絶対的至上権を主張する立場、つまり「単一的」帝国論と、絶対的課税権と内政権をもち、自主・対等の植民地議会の連邦を主張する立場、つまり「連邦的」帝国論との対立・衝突に他ならない。前者は宣言法、後者は1世紀以上の政治的慣行の理論化である「連邦国家」論となってあらわれた。この両者の対決が、武力衝突に爆発するのである。

独立宣言は、連邦国家理論を越えて、植民地の建設とともに古い伝統で、長らく冬眠状態にあった理念——人民主権と人民の自治——に立ち帰り、それを甦がえらせたものであり、しかも革命時代に胎動した一般的精神の反映であった。この際、ジョン・ロックの政治目的である「生命・自由・財産」は、ジェファソンによって「生命・自由・幸福の追求」へと前進し、

独立戦争の公式の理論化となった。それは理論上、まさに革命的であった。

だが、独立戦争の指導者には、この理念のを用いつつ、しかもその実践を回避するか、否定する人びとが多かったのである。この民主主義理念の具体化をめぐる推進勢力と阻止勢力との闘争が、邦憲法、二つの憲法の性格を決定づけるのである。

たしかに、各邦憲法がとった単一成文憲法の形体は、イギリス不文憲法の伝統を捨て、植民地特許状の伝統を踏襲したものである。だが、外形からみた政治機構となると、その名称はともかく、形体は植民地政府の継承にほかならない。したがって独立革命における変革は、政治の目的、参政権の範囲、とりわけ、政治機構内の各部門(行政・司法・立法)が占める権力の比重の程度において起こった。それには各邦における急進的大衆勢力——都市民衆、西部農民、ある場合には義勇民兵団、バプチストのような宗教集団——の参政権拡大要求など民主的運動の展開、他方、従来の支配体制の持続を願う商人・プランター層との相剋が反映したのである。

その結果、制定された各邦憲法には、知事(従来の総督)、上院(参議会)の権力削減、民選的性格の立法府優位の確立、権利章典の付加、無制約的な中央集権権力に反対する邦主権の確立等、民主主義理念の具体化がみられた。

いっぽう、独立宣言と同時に主として保守派から提起された「連合」樹立の構想においても二つの立場がみられる。それはかつての本国対植民地の帝国理念、つまり「単一的」帝国と「連邦的」帝国の両理念が、形を変えて、アメリカの中央政府と各邦との関係にひき移されて主張された。それが中央集権国家=統一国家(ナショナル・ガバメント)政府と「邦主権」=「連邦国家」の理論的対立である。ディッキンソンの手になる連合規約第1草案は、民衆を恐れて独立に反対し、それが不可避となるや人民を抑えるなんらかの措置がとれる中央政府の法的基礎を準備したものである。草案に対する反対にはヴァジニアが請求する西部土地をめぐる中部土地投機業者の反撥以上に、主権問題がからんでいた。草案が各邦に条件付内政権しか保証しないことは、のちに中央政府権限の「默示の諸権限」理論に展開するものであった。いっぽう、権力そのものに徹底した不信感をもち、政府を有権者の直接支配下におこうとする「人民政府」「民主政治」論が、ここにも有力であって、草案はパーク修正によって根本的変更が加えられた。

その結果、「厳密な限定権力」しかもたない連邦的性格の中央政府を規定した連合規約が制定されたのであり、この理論は、合衆国憲法修正10条において再主張されることになる。教授はこの連合規約政府を中心権力を否定する意味で、消極的な意味での民主的中央政府と性格づけ、独立宣言の政治形体上の具体化と考えている。だが、連合規約は、各邦に加えた制約、連合政府の外交・軍事・内政における権利と義務の諸規定を合衆国憲法に引き継いだのであって、両者の連続性も看過できない。

こうした対立・抗争のなかでアメリカ革命はつぎの諸点で真に政治革命に値した。(1)人民主権の確立という理論上完全な革命、(2)全能の主権をもって、植民地を支配する中央政府=イギリスを一掃し、(3)厳密な限定権力しかもたない連邦的中央政府下に、邦主権をもち、各邦有権者の多数派の意志に応える邦政府を樹立、(4)任命制に代わる民選的性格の政府、とくに立法府優位の確立、(5)財産・宗教資格による選挙や官職就任への攻撃、人口比例による代議制樹立の出発、などであった。

この革命の成果を否定し、強力な統一国家の樹立をめざすナショナリストの運動が、戦争中から87年まで一貫して、しつように続けられた。その過程は必ずしも平坦ではなかったが、革命期に昂揚した民主主義的理念や下層民衆の行動を否定する理論や直接攻撃が展開されていったのである。また、実際には、数度わにたって関税徴集権を中央政府に与える目的をもった連合規約改訂運動となってあらわれた。さらに、絶望的になったナショナリストはワシントンをかつぎ出し軍事クーデター（83年のニューバーグ事件）さえも画策した。

これらがことごとく失敗した末に、ナショナリストはもはや、既存の連合規約の枠を越え、非合法・非立憲的機関である協議会によって、新国家体制を樹立しようとするのである（この協議会形式も独立戦争にさいし各邦が政府樹立に用いたものである）。その出発点が、州際通商規制を名目とした86年のアナポリス会議であり、翌年のフィラデルフィア憲法制定協議会の開催をもって最終段階を迎えるのである。もとより、ナショナリスト間にも、地域的対立があつたり、連合規約の修正手続きに固執する者もいて、連合政府も協議会召集を初め拒否していた。だが、その不統一を一挙に解消し、ナショナリストの大同団結を結果したのが、86年のシェイズ反乱であった。

フィラデルフィアに勢揃いしたナショナリストはつぎの一般原則では一致をみていた。(1)各邦の主権が中央政府に移譲され、統一国家政府が樹立されるべきこと、(2)中央政府の機構は、单一の <sup>コングレス</sup>会議が三権を行使する議会的政府ではなくて、三権分立であるべきこと、(3)各邦平等の原則に代わり、人口比例による代議制度をとるべきこと、であった。これらの窮屈目標は、協議会でどのように議論が紛糾しようとも、決して見失われることはなかったのである。

憲法批准方法も連合規約の修正方法から逸脱した非常手段が準備された。それは反対の予想される各邦立法議会を回避して、邦批准会議方式をとること、また13邦一致ではなく9邦の批准をもって発効とするなど、連合規約の改正手続きを大きく逸脱したのである。

そのうえ、かれらは自らの行動に全国家的威信を添えるべく、国民的英雄ワシントンの出馬を画策し、それに成功したのである。

以上が、訳者の理解したジェンセン教授の主張である。第1に感じたことは、イギリスの伝統的理念や政治機構がアメリカ植民地時代・革命に与える規定性である。これは教授が「内部革命論」の旗頭であるだけにその感を深くするのである。われわれはすでに1955年東京大学「アメリカ研究」セミナーの公開講義『アメリカ民主主義伝統の諸起源』（木村健康編『アメリカ的思惟の展開』所収、東大出版会）でこのような傾向を窺い知ったが、いまやそれが憲法制定にまで拡張されたのである。これはアメリカの歴史家すべてにとって自明の前提であって、アメリカ革命に経済・社会体制の一大変革を期待するわれわれの先入観がもたらす印象かもしれない。とはいものの、教授は相対立する憲政理念が、それを奉ずる社会勢力を伴ないつつ、ある時は伏流してひそみ、ある時は地表に奔流して植民地時代史を貫ぬく連続性を見事に描いているといってよい。それは連続性と一致性を特色とするアメリカ「新保守主義」史学をジェンセン流に攝取したと見るのは誤りであろうか。

訳者の推測はジェンセン教授の革命史観が1940年の名著『連合規約』（*The Articles of Confederation*）の公刊以来、約20年の経過の中で、変化・修正がみられることにも根拠をもつ。それは教授の「内部革命」一元論が多少色あせた感なきをえないことである。周知のように、ジェンセン説は、今世紀はじめベッカーによって「二重運動（自治と民主化）」として革命初期

のニューヨークに適用され、ニュアンスの相違はありながら、ピード、シュレジンガー、シェームソンをへて、連邦憲法定期まで革命史全般に敷衍された内部抗争論を、主として憲政史の領域で継承・発展させたのである。この場合、ジェンセン説の独創性はベッカーの打ちだした二重運動論を急進派による「内部革命」の遂行というシェーマで一本に止揚したその理論性にあった。

その「内部革命」論で、教授は急進派を独立(賛成)派と、保守派を勤王派と等置することを戒めた。急進派とは現存秩序の変革を求めた人びとであり、保守派とは独立を欲すると否とにかかわらず、ともかくもアメリカ社会に「貴族主義的」支配を維持しようとした人たちであって、両者とも社会・政府に対する基本的態度を示す指標であった。それゆえ、アメリカ革命は植民地とイギリスとの戦争以上のものであって、「相対的に、だが基本的に13植民地の民主主義運動」であった。急進派は植民地の独立によらなければ、アメリカの民主化を達成できないと考えたため、急進派が独立宣言まで漕ぎつけたことは保守派に対する急進派の優越であり、独立宣言そのものが内部革命であり、連合規約はその哲学の立憲的表現であった、と。

だが、その後『連合規約』の再刷(1948)、3刷(1959)の序文や『民主主義とアメリカ革命』(*Democracy and the American Revolution*, 1957)の論文など訳者の目にふれたものだけからでも、教授の革命史像の修正・変化が窺えるのである。第3刷の序文でかれは『内部革命』なる語を「植民地内部の不満(Discontents within Colonies)」からもたらされた社会上・政治上の改革要求というほどの意味で使用していることを明らかにした。そしてアメリカ革命解明の中核となる仮説は、教授のことばをかりると「植民地の政治社会は非民主的であり、独立戦争はある程度の民主化運動をともなったこと、その運動は部分的に、1776年以前、以後の両方における政治・社会変革要求の結果であった」(傍点、訳者)、と。それ以前の1957年にも、アメリカ革命がその起源においてではなく、結果において、民主主義運動であったと結論づけている。これを、「相対的に、だが基本的に、13植民地の民主主義運動」という仮説と比較するとその相違を読みとれるのである。すなわち、独立革命を急進派による内部革命の遂行と規定する一本化の理論は後退せざるをえないであろう。

ここから、教授の急進派概念も混乱をまねがれな

い。じじつ、教授はかつて急進派と呼んだ独立指導者たちを、当時使われたことばで「民衆指導者(popular leader)、または「新人(New Men)」と呼ぶほうが適切と考えるようになった。(第三刷序文)。さらに、かれらは本質的に植民地貴族階級の一員であるにもかかわらず、人民に対し、または人民という名で、イギリスの政策および植民地貴族政治に対する二重の攻撃を呼びかけた。かれらには全体として「内部改革」に関心をもったり、それを計画した人はほとんどいない。かれらは単に“ins”であることを欲した“outs”にすぎなかった。かれらは独立を機に爆発した植民地内の不満・変革の要求を利用したと考えられる、と(以上、第3刷序文)。

急進派概念について、上のような弁明なり修正が加えられた以上、民衆指導者は教授の区分に従えば、むしろ保守派にも分類できるのである。それゆえ、独立革命の推進的エネルギー、あるいは実働勢力ともいべき、農民・職人=兵士集団がそれ自体自ら階級的に独立した行動をとれるほど成長していない時代において、これら民衆指導者の役割、つまり指導と同盟、窮屈的な利害の対立などを明らかにすることが今後のわれわれの研究課題となるであろう。

急進派による「内部革命」の遂行というシェーマが多少修正を加えられ、独立と不可分の政治革命を強調するのが訳者の理解する最近のジェンセン説である。とすれば、われわれはジェンセン流の保守派概念ではなく、勤王派とひろく愛国派の解明に精力を注ぐべきではなかろうか。この両派に本質的な社会・経済的区分のメルクマール設定は果して不可能なのであろうか。いっぽんに愛国派内左右両派の対立・抗争面の強調だけでなく、両者の最大公約数的な政治・社会目標は一体何であるのか、が問われねばならない。訳者は最近アメリカ革命をもって民族独立のブルジョワ革命という性格規定を第一義的と考えている。それは内部の民主主義運動を第二義的として軽視するのでは断じてない。いや、むしろそれがなければ独立を達成できなかっただとまで考える。なぜならば、革命の推進的エネルギーとなったのは自営農民・職人などの小生産者層や未成熟な産業資本であり、独立軍兵士集団であったからである。だが、かれらはそれ自体階級的自立性をもたないで、民族的な商業資本や地主・プランター勢力の指導下でしか行動できなかったのである。そこに革命のブルジョワ的性格や民主主義運動とその限界がみられるのである。さらに本来のブルジョワ革命のもつ

限界以上に、奴隸制を存続を許す結果となつたのである。ジェンセン説の弱点というべきものは、じつは独立の指導勢力が明確を欠いた点ではなかったか。つまり、独立反対派ないし独立延期派としてかたづけた保守派の中に独立の積極的指導勢力があったのである。訳者はこれを民族的な商業資本と地主・プランター勢力、つまりブルジョワ勢力とこれに癒着した前近代的勢力と考える。これがジェンセンのいう民衆指導者にあたるものではないか。この観点から、いわゆる愛国保守派、勤王派の分析・再評価が急務となってくるし、ジェンセン説の批判的摂取が必要となるのである。

実際のところ、訳者をふくめわが国のアメリカ革命史研究者の多くは、「社会史学派」の民主化運動のシーケンスに導かれて、革命における民主主義運動とその成果の検証に専念してきたといえる。その地域的研究が詳細をきわめるほど、運動の挫折や不徹底性や限界が結論づけられたのであった。もっとも、それ自体、政治・社会の分析を具体化し、多くの事実を明らかにしたが、革命の全体像の把握や性格規定からいえばますます錯綜してきたとの感をぬぐえない。いわば木に魚を求めてきたのではないかと疑うこともある。訳者の率直な自己批判として、いま一度、連邦共和国の創設という事実に立ち帰るべきではなかろうか。それはさきにのべた民族独立のためのブルジョワ革命という規定である。

いっぽう、戦後わが国のアメリカ経済史研究は著しく進展し、主として近代化=資本主義の成立過程の観点から地域的研究が深化されてきた。われわれはこれらの成果を独立革命というすぐれて政治的な事件に結合させなければならない。問題は単に使用される概念や用語の統一をはかることではない。こうした努力も、歴史主義の伝統に強く影響され、しばしば宏大な史実の迷路に踏みこみつつ、なお歴史学を社会科学に一歩でも近づけんとするわれわれの目的意識に連なつてこそ意味をもつ。そこには、われわれの現在に生きる世界観的要請もひそんでいるのである。

訳文のあとがきにしてはいささか大風呂敷をひろげたきらいもあるが、教授の著書に導かれ、また数回その講義に列した訳者が理解したジェンセン史学の一端を記したつもりである。「新保守主義」史学盛行のうちにあって、「社会史学派」の伝統を継承しつつ、憲政史において収めた教授の業績を否定するものは誰一人いないであろう。教授は目下、学究生活の総決算と

もいすべき浩かんな革命史を執筆中と聞く。その公刊の早からんことが切望される。さらに付言するならば、教授の愛弟子、E.J. ファガーン、J.T. メインは師の比較的手薄な財政史や社会構成史、経済史の領域において着々と成果をあげている。これはひとりジェンセン史学の健在を示すばかりでなく、革命史学の発展にまことに喜ばしいことであろう。

× × ×

### ジェンセン教授の略歴

1905年アイオワ州に生まれ、ワシントン大学でB.A ('29), M.A ('31), 1934年ウィスコンシン大学でPh.D. を受ける。ワシントン大学講師、助教授、準教授をへて、1944年ウィスコンシン大学に移り、46年教授となり、歴史学部長をへて現在に至る。この間、"Pacific Northwest Quarterly" の編集長 ('35-'42), Harmsworth Professor, Oxford ('49-'50), Visiting Professor, University of Tokyo ('55), Professor at University of Ghent, Belgium ('60) などを歴任した。

＜主な著書・編著＞

- The Articles of Confederation* (1940, '48, '59)
- The New Nation: History of the United States during the Confederation 1781-89* (1950)
- The Making of American Constitution* (1964)
- Regionalism in America* (1950)
- The American Colonial Document to 1776*
- (*English Colonial Documents Series*, vol. IX.  
1955).

（付記）ジェンセン教授は1955年東大「アメリカ研究」セミナー講師として来日を皮切りに、1961年同志社大学「アメリカン・インスティテュート」において3日連続講義を行ない、1964年インドよりの帰途、来日、アメリカ史研究者と懇談。さらに1965年には京大アメリカ研究センターの招聘で来日された。4度目の来日では一週間のセミナーが行なわれる予定であったが、三重大学の講演からの帰途、鈴鹿峠にて自動車事故のため負傷されたため、匆匆のうちに終了せざるをえなかった。幸い教授は軽傷ではあったが、佐藤運転手の死亡、今津晃京大助教授の重傷などいたましい大事故に遭遇されたわけである。このような悲惨な事故が再び起こらないことを念じつつ謹んで付記する次第である。  
(池本幸三)